



時報 しやりんけん

準備号
2007

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶	社会倫理研究所 所長 澤木勝茂	1
特 集		
社会倫理研究所の研究プロジェクト		1
エッセイ		
教皇庁正義と平和評議会主催セミナー「気候変動と開発」参加報告書	マイケル・シーゲル	6
活 動 報 告		
2006 年度懇話会・研究会報告		10
シンポジウム 2006 報告		22
社 会 倫 理 の 道 標		
現代メタ倫理学に日本語で迫るための十冊		24
研 究 所 活 動 記 録		
平成 18 年度（2006 年度）活動記録		26
研究所主要スタッフ研究業績		28
研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演会・調査等の記録		30
南山大学社会倫理研究所スタッフ 研究所内担当専門領域概略マップ 2007		32
編集後記		34

ご挨拶

南山大学社会倫理研究所 所長 澤木勝茂

南山大学社会倫理研究所は、機関学術雑誌として『社会と倫理』を発行してまいりました。本年 6 月には同第 21 号を刊行したばかりです。従来『社会と倫理』は学術雑誌としての色彩を濃厚に有しつつも、研究所活動内容のご紹介も織り込んでおりました。第 20 号(記念号)の出版以降、『社会と倫理』は学術雑誌としての特色をより鮮明に打ち出すこととし、他方において、研究所活動の報告や社会倫理をめぐる国内外の情勢等をお伝えする新しい所報をここに創刊することになりました。今回は、創刊号刊行に先立ち、準備号を皆様にお届けする次第です。今後とも社会倫理研究所へのご協力ならびにご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

特 集

社会倫理研究所の研究プロジェクト

南山大学の社会倫理研究所は、1980 年に設立され、以来、数々の研究プロジェクトが実施されてきました。その概略については、本研究所機関誌『社会と倫理』第 20 号(記念号)の「社会倫理研究所の歴史」をご参照いただくとし、今回は、ここ数年間に取組まれた研究所の研究プロジェクトをご紹介します。

2003 年以降、3 名の専任研究所員(第一種研究所員)を中心とする新しい体制の構築が進められてきました。研究所活動の柱として、国内外の研究者との人的交流とネットワーク、懇話会・研究会・ワークショップ・シンポジウムなどを通じた共同研究の遂行とその成果の公表、機関誌・成果刊行物の出版、関連文献の収集による書庫の充実、若手研究者の育成などを据え、次に紹介するような、いくつかのプロジェクトが進められてきました。



上段左から山田、中野、シーゲル、奥田
下段左から熊田、澤木、三嶋

「公正と平和」研究プロジェクト



シリーズ懇話会・研究会

このプロジェクトは、マイケル・シーゲル所員の原案に基づき、山田哲也非常勤研究員（相山女学園大学）の協力のもと、企画運営されてきました。

まずプロジェクトの一環として、2004年より、日本の国際関係（特にアジア諸国及び米国との関係）を倫理的、社会的観点から取り上げる一連のシリーズ懇話会・研究会を開催し、国内の研究者との交流・ネットワーキングを試みました。（表1）

表1 シリーズ懇話会・研究会の軌跡

村井吉敬 上智大学外国語学部教授	04/5/28
現在、日本に求められるアジアとのかかわり	
山田哲也 相山女学園大学現代マネジメント学部助教授	04/7/2
21世紀の国際社会と国連：武力行使を巡る問題を中心として	
竹中千春 明治学院大学国際学部教授	04/10/30
対テロ戦争とアジアの市民社会—暴力の連鎖を解くのは誰か？	
中山俊宏 日本国際問題研究所主任研究員	05/1/17
アメリカが保守化した背景およびその外交的インプリケーション	
羽後静子 中部大学国際関係学部助教授	05/3/24
グローバル危機の時代における『人間の安全保障』をめざして—ジェンダー・多文化共生・都市ネットワークの観点から—	
馬淵仁 大阪女学院大学教授	05/4/27
多文化主義の捉えなおし—英語圏・オーストラリアの試行錯誤に学ぶこと—	
寺島俊穂 関西大学法学部教授	05/5/21
日本国憲法と非暴力の可能性	
君島東彦 立命館大学国際関係学部教授	05/5/21
人道的危機への非暴力的介入—日本国憲法とNGO—	
中西久枝 名古屋大学大学院国際開発研究科教授	05/6/4
9.11事件と中東イスラーム世界	
深井慈子 南山大学総合政策学部教授	05/6/15
持続可能な世界の構築をめざす立場から日本の対外政策を考える	
堀場明子 上智大学大学院博士課程	06/4/19
インドネシア・アンボンにおけるキリスト教徒vsムスリムによる宗教紛争—紛争後の現状と平和構築のあり方—	
中野涼子 南山大学社会倫理研究所・研究員	06/5/17
日本帝国の夢と現実—植民地研究者 矢内原忠雄の挑戦	

日豪合同ワークショップ2005

こうした一連のシリーズ懇話会・研究会の蓄積に基づいて、2005年9月12日から15日までの四日間、オーストラリアのLa Trobe大学と協力して、日本とオースト

リアの学者・研究者、NPO/NGO関係者等によるワークショップ「9.11事件以降の世界における公平と平和を求めて—日本とオーストラリアのためのオルターナティブを構想して—」が開催されました。このワークショップでは、グローバル化、対テロ戦争、日豪両国がもつ米国との関係及びアジア地域における諸関係を参考にしながら、日豪両国が進むべき道を模索し、現行の方針のオルターナティブを探ることが試みられました。

ワークショップ報告者は、日本側から6名、オーストラリア側から7名、他のアジア太平洋地域から2名、総勢15名という構成でした。さらに、オーストラリアからミカリス・マイケル氏とラリー・マーシャル氏が、フォーミュレイティング・コミッティとして参加し、議事の取りまとめとワークショップ全体の舵取りを務めました。

初日は、マルクス学長、アジア太平洋センター長の須藤季夫氏、ワークショップ発案者であるマイケル・シーゲル所員とジョセフ・カミレーリ氏による開会挨拶の後、1つのセッションが行われました。二日目以降も複数のセッションが朝から晩まで行われ、密度の高い議論が交わされました（表2）。議論の焦点は、米国との関係、そして、中国を含むアジア太平洋地域との関係を日豪それぞれが政治的・経済的・文化的にどう構築していくべきか、ということに絞られ、報告者それぞれの立場から建設的な提言が出されました。また、一般参加者たちも積極的に発言して議論に加わり、その場に居合わせた人々全員が一つのテーブルを囲んで議論に参加しているという一体感のあるワークショップとなりました。



表2 Joint Australia-Japan Workshop "Searching for Equitability and Peace in the Post-9/11 World: Exploring Alternatives for Australia and Japan"

Session 1	
Michael SEIGEL	Questioning the Rationale for Changing Japan's Peace Constitution
Allan PATIENCE	Middle Powers or Lonely States? Japan and Australia in the Western Pacific
Session 2	
Desmond BALL	Whither the Japan-Australia Security Relationship?
YAMAGUCHI Jiro	Can Japan Create a Basis for its Internationality? Questioning the Capacity for Political Vision
Session 3	
Nick BISLEY	Still Anchoring an American Asia-Pacific? Japan and Australia's American Alliances and Regional Order in the Asia-Pacific
HANOCHI Seiko	Engendering Human Security and Multi-culturalism: towards a Counter-hegemony of the Pacific
Session 4	
KAWASAKI Akira	Disarmament and Conflict Prevention in Northeast Asia
Michael HAMEL-GREEN	Japanese and Australian Government Attitudes to Multilateral and Co-operative Approaches to Arms Control and Non-Proliferation at the UN 2001-2005
Session 5	
YAMADA Tetsuya	The Role of the United Nations in the 21st Century
Mustapha Kamal PASHA	Perilous Empire and Human Security
Session 6	
TAKENAKA Chiharu	Hegemony, Transition and Crisis: The Prospect of Democratic Peace in Asia
Richard TANTER	Japan, China and Australia and the Future of US Hegemony in East Asia
Chandra MUZAFFAR	Containing China: A Flawed Agenda
Session 7	
FUKAI Shigeko	An Alternative Foreign Policy for Japan in Pursuit of a Sustainable World
Joseph CAMILLERI	Australia and Japan: Two Cultures, Two Politics Struggling to Adjust to the Emerging Regional and Global Order

ワークショップ成果刊行物

このワークショップの成果を踏まえて、2005年から2007年にかけて、日本語と英語両言語でそれぞれ3冊、合計6冊の刊行物が出版されました。

ワークショップの討論に基づく提言書

Michális S. Michael & Larry Marshall (eds.), *Securing the Region Post-September 11*, La Trobe University, 2005.

ミカリス・マイケル、ラリー・マーシャル、マイケル・シーゲル『アジア太平洋の安全保障—9.11事件以降』、南山大学社会倫理研究所、2006年。

憲法9条関連の討論の一部を取り纏めた小冊子

マイケル・シーゲル『憲法第九条に関する一考察—日豪合同ワークショップ(2005.9.12-15)の討論を受けて—』、南山大学社会倫理研究所、2006年。

Michael T. Seigel, *Some Considerations Regarding Article 9 of the Japanese Constitution*, Nanzan University Institute for Social Ethics, 2006.

ワークショップの討論を踏まえ書き下ろされた論文集

マイケル・シーゲル & ジョセフ・カミレーリ編『多国間主義



と同盟の狭間—岐路に立つ日本とオーストラリア』国際書院、2006年。

Joseph A. Camilleri, Larry Marshall, Michális S. Michael, and Michael T. Seigel (eds.), *Asia-Pacific Geopolitics: Hegemony vs. Human Security*, Edward Elgar Publishing, 2007.

出版記念シンポジウム2006

日本語版論文集『多国間主義と同盟の狭間』の出版を記念して、2006年9月16日に、国内の著名な研究者を招いて、新時代における日本の役割と展望を国際秩序の観点から考えるシンポジウム「誰のための国際秩序か?—新時代における日本の役割と展望—」を開催しました。その詳細については、22-23頁のシンポジウム報告をご覧ください。

このシンポジウムで、2004年以降進めてきた「公正と平和」研究プロジェクトの第一幕が終了しました。これまでの一連の取り組みは、冒頭で掲げた研究所活動の柱をすべて押さえる形でバランスよく行われてきたものであり、新体制下の研究所による国際共同研究のあり方のモデルケースとなりうると考えています。

プロジェクト第二幕の始まり

本研究プロジェクトは、すでに第二幕が上がり、シーゲル所員を中心に動き出しています。今度は、オーストラリアのLa Trobe大学のCentre for Dialogueが中心となり、2007年12月にメルボルンにて国際会議 "Europe and Asia: Between Islam and the United States" が行われる予定です。この国際会議に照準を合わせて、2007年9月18日に、日本でもワークショップ「9.11事件以降の日本とイスラーム—21世紀国際社会のビジョンを求めて—」を開催します。これらのイベントの詳細については、18頁のお知らせをご覧ください。

「生命倫理の諸問題」 研究プロジェクト



このプロジェクトでは、全国各地で生命倫理の重要問題に取り組んでおられる方々をここ名古屋の地にお招きして、研究者のみならず生命倫理に関心のある人々に広く話題を提供することが目指されています。これまで、以下のような方々にご講演いただきました。

甲斐克則 広島大学法学部教授

「先端医療技術をめぐる生命倫理・法と人間の尊厳—生命の発生の周辺を中心として—」(02/11/22)

松原洋子 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授

「新生児聴覚スクリーニング導入問題における障害モデルの対立」(03/7/18)【「人間の尊厳」科目委員会との共催】

William LaFleur ペンシルヴァニア大学教授

「人間性の死体解剖? 哲学とバイオテクノロジー」(03/9/26)【宗教文化研究所との共催】

玉井真理子 信州大学医学部保健学助教授

「報道されていないふたつの出生前診断問題」(04/2/21)

秋葉悦子 富山大学経済学部経営法学科助教授

「人格主義の生命倫理学とヒト胚の尊厳について」(04/3/11)

張瓊方 株式会社社科学技術文明研究所特別研究員

「台湾における生殖技術・生命倫理をめぐる」(04/3/11)



板井孝彦 宮崎大学医学部専任講師

「臨床現場の倫理問題を考える—エシックス・ケース・カンファレンスの取り組みを通して—」(04/11/20)

渡部麻衣子 ウォーリック大学社会学部博士候補3年

「イギリスにおけるダウン症を対象とした出生前スクリーニングの発展と現状」(04/11/20)

松田純 静岡大学人文学部教授

「エンハンスメント(増進的介入)が問いかけるもの—人間像と社会選択をめぐる射程」(05/3/17)

Dr.Ulfrid Neumann フランクフルト大学教授

「人間の尊厳の原理」(05/9/16)【IVR日本支部および愛知法理研究会による後援】

福岡佐織 南山高等学校女子部3年

「在宅介護だから出来たこと 在宅介護でも出来なかったこと」(05/9/29)

アドバイザー:北川喜己

名古屋掖済会病院救命救急センター長・救急科部長・外科部長

「経済・経営・倫理」 研究プロジェクト



このプロジェクトでは、「企業倫理」や「経営倫理」に留まらない「働くことの倫理」としての「広義のビジネス倫理(a Broader Business Ethics)」を考えることを目指して、CSRをはじめとする企業・経営倫理の研究者、貧困等の社会問題に実践的に取り組むNPO関係者などをお招きして、働くことと善き生のあり方に関する多様な知に触れる機会を中部地域の人々に提供することを試みています。これまでお招きした方々は下記の通りです。

また、2007年に刊行された『社会と倫理』第21号では、奥田所員を中心に、特集「広告倫理研究の現在」が企画されました。社会倫理研究所が設立当初「経済倫理研究所」と名付けられたという歴史的経緯、そして、専門職大学院として大学に設立された南山ビジネススクールの存在などを踏まえて、今後徐々に具体的な共同研究を進めていく予定です。

川本隆史 東北大学文学部教授

「租税と所有の正義」(2003/1/24)

梅津光弘 慶應義塾大学商学部専任講師

「日本における企業倫理の受容」(03/6/13)

高浦康有 名古屋商科大学総合経営学部助教授

「企業とNPOの協働と倫理—対等な関係性の構築に向けて」(06/1/14)【南山大学経営学部と共催】

谷口照三 桃山学院大学経済学部教授

「責任経営の視座と組織倫理学—経営学の可能性を探る」(06/9/30)

湯浅誠 NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長、便利屋あうん代表

「格差ではなく貧困の議論を」(06/10/18)

Sigmund Wagner-Tsukamoto Lecturer in Management and Organization Studies, University of Leicester

"Economics & Business Ethics: Economic Revisions to the Friedman Theorem"(06/12/19)

川野祐二 千里金蘭大学人間社会学部専任講師

「篤志家たちと日本の社会貢献—尊徳・渋沢からみる商売と公益」(07/4/28)

瀬口昌久 名古屋工業大学大学院工学研究科教授

「ユニバーサルデザインをめぐる法と倫理」(07/6/16)

猪木武徳 国際日本文化研究センター研究部教授

「経済学における厚生概念と人間の幸福—「所得」と「比較」について—」(07/7/21)

「倫理学の可能性」 研究プロジェクト



大学を取り巻く諸事情の大きな変化の只中において、倫理学は、過剰な期待を受けると同時に、その存在意義を厳しく問われています。このプロジェクトは、そうした潮流に翻弄され彷徨する若い倫理学者たちが自らの取り組む研究を披露し、時に咆哮しながら、倫理学の可能性を探ることを目指す取り組みです。奥田所員の立案に基づき、2005年以降、全国各地で活躍する若手研究者をお招きするシリーズ懇話会を断続的に開催しています。

神崎宣次 京都大学大学院文学研究科研究員(COE)

「予防原則の三つの不明瞭さ」(05/6/18)

佐々木拓 日本学術振興会特別研究員(慶応義塾大学商学部)

「責任に関する言い訳アプローチ—自由意志の場合」(05/6/18)

上村崇 海上保安大学校哲学非常勤講師

「教育現場への倫理的アプローチ—高等学校での取り組みを通じて」(07/5/26)

「保護する責任」 研究プロジェクト



このプロジェクトは、「目前にある人道上の危機に対する武力行使の正当性」を巡る近年の議論動向、特に「保護する責任(Responsibility to Protect)」について、国際法学・国際政治学だけでなく法哲学・哲学・倫理学をも含む多様な立場から検討を加え、武力行使を巡る問題が「責任」の問題として取り上げられることの意義・問題点につい

て考察する学際的取り組みです。山田所員、中野研究員を中心に、山田哲也非常勤研究員の協力により2006年秋に立案され現在準備段階にある最新の研究プロジェクトです。目下、当該問題に強い関心をもつ研究者の方々をお招きしたシリーズ懇話会を開催し、共同研究者を募りながら、本テーマの射程を探っています。すでに以下の方々をお招きしました。

千知岩 正継 九州大学高等教育開発推進センター特任助手(学術研究員)

「国際社会は「保護する責任」を果たしているか—人道的介入の正当性問題を中心として—」(07/3/6)

吉川元 上智大学外国語学部国際関係副専攻教授

「国際平和と人間の安全は両立するのか?」(07/6/23)



カトリック社会倫理 研究プロジェクト



このプロジェクトでは主として、カトリック社会倫理に関連する重要書籍の翻訳・出版に取り組んでいます。現在以下の三点の翻訳プロジェクトが進行しています。

コンペンディウム翻訳

カトリック社会教説を体系的・包括的に紹介する書物である教皇庁「正義と平和評議会」から刊行された *Compendium of the Social Doctrine of the Catholic Church* (2004) の翻訳を日本カトリック司教団出版部から依頼され、その助成のもと、現在シーゲル所員を中心に取り組んでいます。

社会倫理研究叢書

『社会と倫理』に掲載されたドイツ社会倫理学翻訳論文から十数篇を選び、アンソロジーとして研究者及び一般読者の利用に供する計画が山田所員を中心に進められています。

A・ウッツ社会倫理学体系書翻訳

ウッツ財団支援による同翻訳書の出版につき、山田所員を中心に、出版助成も含めて現在同財団と協議中です。アルトゥル・ウッツの社会倫理学体系書は、全五巻より構成されるもので、空前絶後の業績として不動の評価を得ているものであり、日本におけるカトリック社会倫理学の核心部分の受容に大きく資すると思われます。

エッセイ

教皇庁正義と平和評議会主催セミナー「気候変動と開発」参加報告書

マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所・准教授
第一種研究所員

教皇庁正義と平和評議会は2007年4月26～27日に『気候変動と開発』というテーマでセミナーを開催した。セミナーの参加者は80人を越える人数だった。参加者名簿には81名の名前が載っていたが、私自身を含めて、遅く登録した何人かの参加者は名簿に載っていなかった。私は日本カトリック正義と平和評議会の依頼で参加した。セミナーの司会は教皇庁正義と平和評議会の会長、マルティノ枢機卿が勤めた。

1. セミナーについて

セミナーの不可解な側面

今回のセミナーに関する感想を書くことは決して簡単ではない。今回のセミナーが評価に困るものであったからである。セミナーの方針も招聘された専門家も、私の予想にまったく相反するものであった。主催側にとっても多少予想外だったという印象もある。おそらくこのセミナーを理解するには、セミナーの目的が情報収集だったことを念頭におく必要がある。つまり、温暖化に関する何らかの立場を固めるようなことが目的ではなく、目的はむしろその前の段階の情報収集だった。マルティノ枢機卿は数回そのことを明確に表明した。その目的のために、広い範囲にわたって、多数の視点を持つ専門家が求められたそうである。

しかし広い範囲にわたって多数の視点を代表する専門家が集まったとは言いがたい。少なくとも科学を専門とする参加者には、温暖化の問題を否定する人、もしくは温暖化が人災だということを否定する人が圧倒的に多かったのである。

だからといって、教皇庁正義と平和評議会の立場が温暖化問題の否定にあるということではない。マルティノ枢機卿自身も、問題の深刻さと人間の役目に対する認識を明確に表明した。私もマルティノ枢機卿と少しだけ招聘された専門家のことについて相談するチャンスがあり、広く参加者を募集したが応募した人たちに多少の偏りがあったという説明を受けたのである。

しかし、否定論が多かったため、セミナーでの議論は、温暖化が本当に脅威なのか、本当に人間のやることに起

因するのかという課題に議論が集中してしまい、それ以上進展しなかった。それ以外に温暖化に関連する問題で議論されるべきものは多数ある。温暖化に歯止めをかけるのに、いつまでにどの程度に温室効果ガス排出を制限しなければならないのか。生活様式や技術だけで解決できるのか、それとも基本的な経済システムを変える必要があるのか。これらの点に関して倫理の問題が大きくかわるし、貧しい人が犠牲になる対策が選択される恐れもあるので、これらの問題について教会は見解を明確にする必要がある。しかしこのセミナーでは、議論はこのような課題にまったく及ばなかった。

教会にはその教えと伝統があると同時に、世界中の多くの貧困者や虐げられた人々との接点もあり、教会はだれよりもこれらの人々の立場を代表することができるはずである。本報告書の目的の一つは、教皇庁正義と平和評議会に対して、新たな研究のプロセスを開始するよう呼びかけることである。それは国連の気候変動に関する政府間パネル(以下、IPCC)の報告書を前提とした研究で、温暖化に対する、キリスト教倫理に基づいた取り組みを明記するための研究である。

セミナーの内容

セミナーは四つのセッションに分けられていた。第一セッション(4月26日午前)は「歴史の視点」というテーマだったが、温暖化問題の紹介となった。フランスの環境大臣ローレン・ステファニーニは温暖化に関する認識の歴史について語り、イギリス国務長官の環境担当者デービッド・ミリバンド大臣は問題の原因に最も荷担していない貧しい人たちがその被害を最も受けることを指摘して、温暖化に関する倫理的な視点の重要性を強調した。ポツダムのClimatic Impact Research研究所のステファン・ラムストーフはIPCCの概要と結論を紹介した。ラムストーフの発表で特に興味深かったのは2001年以降に確認されている温暖化が2001年のIPCCの最高の予想に非常に近いものだったことを示すスライドだった。IPCCの予想は大げさどころか、控えめすぎるということを示唆するものであった。

この最初の三つの発表はすべて、温暖化を深刻な問題

として捉えていた。第四の発表からその反対の意見が述べられるようになった。第四の発表者だったイタリアの物理学者アントニーノ・ツィキキ(Antonio Zichichi)は数学に関する理論を基にして、気候や天気のみみ入った複雑さによりIPCCがしているような計算が成り立たないと論じたのである。それに、温暖化が起こるとしても、それは太陽の活発さ、宇宙線の度合い、火山等の影響によることもありうるので人間の工業活動に起因すると考える根拠はないと論じた。ツィキキはかなり有名な核物理学者であり、核物理学の分野においてはいくつかの重要な発見をしている。しかし英語版ウィキペディアの記事によると、イデオロギー的なバイアスで批判されている。気候学者ではないし、気候学に関する学術論文を書くこともない。IPCCへの批判は数学の理論によるものである。

この第一セッションには五番目の発表も予定されていた。それはガイアナの国立気候変動委員会のシーム・ノクタによるものの予定だったが、ノクタは参加ができなくなっていた。ノクタの論文は配布され、それは熱帯雨林と温暖化の関係を取り上げ、温暖化を深刻な問題として認識するものだった。

26日の午後のセッションはインドゥル・ゴクラニ(Indur M. Goklany)の発表から始まる予定だったが、ゴクラニも健康上の理由で参加できなくなった。ゴクラニの発表も文書として配布された。題名は『他より緊急な課題の文脈における、温暖化への対応』ということであった。題名から明確であるが、ゴクラニは温暖化を重要視していないし、温暖化対策への投資は他より緊急な問題への対応を遅れさせると見ている。ゴクラニは経済学者(ただし、修士及び博士の研究は電気工学だった)であり、米国の内務省に勤めている。気候変動の不確実性に訴えて、飢餓問題や他の環境問題がもっと大きな脅威だと論じ、温暖化よりその他の問題への対応が優先だと論じている。

ゴクラニの代わりに、セミナーのプログラムに載っていなかったフレッド・シンガー(Fred Singer)が発表することになった。シンガーはもともと電気工学と物理学を専門とする米国の科学者だが、多数の分野で企業の立場を弁護してきた人である。タバコが肺癌の原因ではない、フロンガスがオゾン層を破壊しないといったことなどを論じてきて、気候変動に関しては石油企業のために研究してきたことを本人も認めている。企業から個人的にお金をもらっていることを否定しているが、シンガーの研究所がExxonMobilから支援されてきたことは事実であ

る。根本的にはシンガーは他の否定論者と同様に機構の複雑さと温室効果ガス以外の原因を強調した。

第二セッションの二つ目の発表は米国の二酸化炭素とグローバル変動研究センターのクレイグ・イドソ(Craig Idso)によるものであった。イドソも温暖化の問題を否定する人である。修士・博士課程の研究は地理と農業経営学であって、現在その父親と兄と一緒に、主に石炭企業と石油企業によって支援されている「二酸化炭素とグローバルな変動」をテーマとする研究所で働いている。イドソは、温暖化と二酸化炭素の増加は植物の成長を助けるので食糧生産などの増加につながるよいものだと論じて、化石燃料の使用と二酸化炭素排出の増加を呼びかけている!!

第二セッションの最後の発表では国際地球科学研究センターのクラウディオ・ラファネリ(Claudio Rafanelli)は、気候変動に関連する科学の不確実性を強調し、人間の活動以外にも温暖化を引き起こしうるものがあると強調した。ラファネリは完全に否定論者ではなく、化石燃料に代行するエネルギー源の必要性も認めながら、化石燃料を使う技術の改良の必要性も指摘した。

セミナーの二日目の最初の二人の発表者は気候変動を真剣な問題として取り上げた。発表者はアルゼンチンの外務省のエストラダ・オユエラ(Estrada Oyuela)とポーランドの環境大臣ヤン・ジジュスコ(Jan Szyzsko)だった。ジジュスコは人間の活動によらない温暖化の可能性も指摘していたが、二人はともに国際法とのかかわりを取り上げ、京都議定書に特別に注目した。オユエラは発展途上国への被害に特別に注目し、ジジュスコは植林に関してポーランドの経験について述べた。この二人に続いて、ケニアの草の根レベルの市民団体の代表としてマサイ族のシャロン・ルーレメタ(Sharon Looremata)が発表した。ルーレメタは温暖化が未来の問題ではなく、すでに起きていることであり、そのために人々がすでに命を落としていると論じた。特に旱魃がその原因である。先進国に主要な責任があると論じ、先進国が行動を起こす必要性を強調した。

この第三セッション(27日午前)の最後の発表は米国のノックス神学校のカルヴァイン・バイスナー(Calvin Beisner)によるものだった。バイスナーは福音派の人で、聖書を言葉通りの意味で真実として受け止め、あらゆる科学をそれに合わせようとする。たとえば彼の理論によれば、石油があるのは、ノアの時代の洪水によって多くの植物や動物が死に、腐っていき、石油になったためだということである!! バイスナーは、心配になるほどの規

模の温暖化が起こる可能性を否定し、またそれが人災だということも否定する。石油は工業を支えるための神の摂理によるものであり、それを使うことから被害があるとは考えられない、という理論らしい。セミナーの場が超宗派的で、多数の神学者がいたのであれば、この人が招聘されたことも理解できなくはないが、セミナーの発表者のうちで唯一の神学者として、聖書の読み方がカトリックの読み方からこれほどかけ離れている人が招聘されたのはまったく理解しがたい。

27日午後のセッションはセミナーの最後のセッションだった。このセッションだけが本来の期待に沿うものだった。発表者は四人いたが、すべて教会関係者だった。最初に、フライブルクのベルンド・ウール (Bernd Uhl) 司教が気候変動と教会の社会教理の関連を取り上げ、その後ギリシア正教のエライアス・アブラミデス (Elias Abramides) と聖公会のリバープール主教ジェームズ・ジョーンズ (James Jones) が気候変動への対応に当たったの超宗派的協力について発表し、最後に、オーストラリアのフォーブスのクリストファ・トゥーイ (Christopher Toohey) 司教が気候変動と司牧の関連について話した。彼らは皆、気候変動を深刻かつ緊急な問題として捉え、未来の可能性ではなく現におきていることだと訴えていた。

2. セミナーの評価について

合計で14の発表があった。発表者は大まかに三つに区分できる。それはつまり宗教的な背景から話す発表者 (バイスナー、ウール、アブラミデス、ジョーンズ、トゥーイ)、政治や行政の背景から話す発表者 (ステファニーニ、ミリバンド、オユエラ、ジジュコ)、そして科学もしくは学問の背景から話す発表者 (ラムストーフ、ツィキキ、イドソ、ラファネリ) という三つである。これに加えて、NGO活動を基盤とする発表者 (ルーレメタ) と政治と科学の分野をまたがる発表者 (ノクタ) が一人ずついた。

上述の紹介から窺われるように、温暖化の深刻さ、もしくはそれが人災であることを否定していたのは、主に科学や学問を基盤とする発表者だった。バイスナーを除けば、宗教・行政・NGOなどの視点から取り上げる発表者は温暖化を深刻な問題として捉え、それが人災であることを認識していて、科学もしくは学問の立場から参加した人のほとんどがそれを否定する立場を取っていた。科学者として参加した人のうちに気候学者が一人しかいなかったこと、その人も自分の発表の時だけ参加してセ

ミナーのほとんどの議論に参加していなかったことを考えると、この面でセミナーがいかに偏っていたかは明白である。

実際にステファニーニ、ミリバンド、そしてラムストーフの三人、つまり気候変動に関して問題意識を持っていて、それを最も専門的に話せる三人は第一セッションの間だけ参加したのであり、ノクタはまったく参加することができなかったので、セミナーの大半においては気候変動の問題を否定する専門家がいつそう強い存在となった。

一般参加者の中にもIPCCの立場を否定し温暖化の深刻さを否定する人が何人もいた。特にLegionaries of Christからの参加者は会場でグループを作っていた。私はLegionaries of Christに初めて接したが、セミナーを通じてこのグループが温暖化問題の否定者の中心となっていたという印象が強かった。Legionaries of Christの一人はZenit Newsという報道機関の記者だったが、Zenit Newsの英文報道でのセミナーに関する報告にはツィキキの否定論のみが紹介され、温暖化を深刻な問題として捉える人々の見解は一切報道されなかった。

温暖化問題否定論

温暖化を否定する (つまり温暖化が深刻な問題であること、もしくはそれが人災であることを否定する) 人々の理論には二つの基本的考えがあった。一つは気候の複雑さのことであり、もう一つは気候が常に変動するものであり、今の気候変動も自然な現象であり、人間の活動によるものだと考える理由がないという考えである。

気候の複雑さに訴える理論はIPCCの計算がその複雑さを十分に認識していなくて、その結論が頼りないということである。しかし、奇妙なことに、IPCCに対して気候の複雑さを訴える人たちは温暖化の深刻さ、あるいはそれが人災であることを否定するとき、その複雑さをまったく無視した単純な理論に頼るのである。たとえば二酸化炭素の増加によって食糧生産が増えるというイドソの理論は一つだけの要因を基にして結論を出している。早魃や豪雨の増加など、他の要因の影響をまったく無視している。

またフレッド・シンガーが述べた、温暖化を否定する一つの理論は1998年が記録上のもっとも暑い年だったというIPCCの報告をもとに、その年以降にも大気中二酸化炭素が増加しているのに気温が上がっていないので二酸化炭素の増加が温暖化を引き起こしていない証拠だということであった。この理論は明らかに気候の複雑さを無視している。IPCCは温暖化には多数の要因があるか

ら一直線で進むものではないと論じてきた。むしろIPCCのほうが気候の複雑さを認識しているのである。

また、ある否定論者 (発表者ではなかったが、イギリスの貴族院のモンクトン子爵) はオーストラリアの早魃が温暖化によるものだということがありえないと個人的に私に論じた。それは温暖化によって水分の蒸発が活性化し、雨量が増えるはずだからである。しかしIPCCはこのことも十分に認識しており、雨量が多くなる地域と少なくなる地域があり、雨量全体が増えたとしても乾燥地帯では雨量がいつそう少なくなることを指摘している。この点でも、その否定論者よりもIPCCのほうが気候の複雑さを認識している。

現在の気候変動が自然であるという理論もしっかりした根拠があるようには思えない。確かに気候変動は自然に起こるものである。しかし、だからといって、現在の温暖化が人間の活動によるものではないと結論できるわけではない。太陽、火山、宇宙線などの影響は現に研究されており、その上で、現在の温暖化のほとんどが人間の営みによるものだという結論が出されている。しかも、現在予想されている温暖化の速度は以前の自然な気候変動の速度に比べてかなり速く、安易にかつての自然の気候変動と一緒にすることにも問題がある。

それに、もし宇宙線や太陽が原因だとすればその影響を受ける地球の大気のすべてが温暖化しているはずであるが、実際は対流圏だけが温暖化しており、成層圏および電離層はむしろ冷却化している。成層圏と電離層の冷却化は対流圏における二酸化炭素などの温室効果ガスによって地球から放射される赤外線が閉じ込められ、成層圏まで行かなくなっているというシナリオと見事に一致している。これは現在の温暖化が増進温室効果によるものだという点を強く裏付けるものである。

否定論に反対した人の立場

温暖化を深刻な問題として受け止めるべきだと論じた参加者は温暖化が未来において起こるかもしれない現象ではなく、すでに起きているものだと論じたのである。オーストラリアやアフリカなどの早魃の深刻さ、日本、フィリピン、米国における台風、竜巻、ハリケーンなどの頻繁さと強烈さ、氷河や両極の氷の減少、ヨーロッパを襲った未曾有の熱波などのことを考えると温暖化が現に起きているということに関しては疑問の余地がないと訴えられた。人災か天災かということに関して、予防原則が重要だと捉えられた。二酸化炭素が温室効果ガスであることは否定論者でさえ認めている (その効果の度合

いに関して異論を述べるとしても)。IPCCが「きわめて高い自信を持って」人災だと述べていることこそが方策を導く基準になるはずである。

セミナーの限界

このセミナーで取り上げられるべきであって、実際に取り上げられていない重要な課題がいくつかある。

まずは、すでに述べたとおり、温暖化に対応するにはどの程度の時間的余裕があるかという問題である。温暖化は自己活性化の段階に入るだろうと指摘されている。つまり、氷河や両極の氷が溶けると、かつてその氷によって反射させられていた光線が大気や海に吸収されてしまい、温暖化のプロセスを加速させ、結局温暖化によって温暖化が悪化するという悪循環が生じる。また、永久凍土が溶けることによって二酸化炭素より22倍の温室効果を持つ天然ガスが大量に放出されることになり、これも温暖化によって温暖化が悪化するという悪循環を引き起こす。そうすると意外に早く温暖化は解決不能の状態になっていく。どの時点でそうなるかは、言うまでもなく重要である。つまり、温暖化への対応はその対応が温暖化の自己活性化に圧倒されるようになる前にやはり行われなければならない。セミナーではこのことに触れる発言はまったくなかった。

それに、温暖化への対応が他の問題にどう影響するかが重要である。たとえばバイオ燃料の使用は食糧生産、食糧の価格、そして生物の多様性にどう影響するか。どのような倫理的な視点が必要なのか。どのようなプロセスで対応が決定されるべきなのか。これらのきわめて重大な課題が一切取り上げられなかった。

セミナーの本来の目的だった情報収集はある限られた範囲内で実りがあったといえよう。しかしこのセミナーはむしろ温暖化を真剣に考えるチャンスを無駄にしまったと評価せざるを得ない。教皇庁正義と平和評議会は、もっと長期にわたってもっと包括的に気候変動を取り上げる研究プロジェクトを企画し、IPCCの報告を前提として温暖化への対応を考える必要があると思う。二日間のセミナーはやはり十分ではない。

セミナーにおいては、教皇が環境問題を取り上げる回勅を公布するよう要望する発言もあり、また、教皇がそのような回勅を実際に用意しているということを示唆する発言もあった。現時点ではそれは非常に望ましいことである。しかしもし今回のセミナーにあったような偏りがその回勅に反映されたなら、それはむしろ悲劇であろう。■

2006年度懇話会・研究会報告

第一回懇話会

2006年4月19日(水)

南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室
堀場明子先生(上智大学大学院博士課程)

「インドネシア・アンボンにおけるキリスト教徒vsムスリムによる宗教紛争—紛争後の現状と平和構築のあり方—」

堀場先生はまず、アンボン市を州都とするマルク州の略歴を述べた後、5,000人以上の死者を出したと言われる1999年1月19日のアンボン騒乱から始まるマルク州での紛争の経緯を説明し、アンボン紛争の特徴として、宗教による分断、敵/味方の区別が明確であること、子供から大人までを巻き込む住民同士の戦いであること、軍・警察の関与によって近代武器が使用されたこと、ラスカルジハードと呼ばれる聖戦軍が介入してきたこと等を指摘しました。そして、70万人という多数の国内避難民たちの問題を三つのケースに分類した上で、援助不足ゆえに解決されないままであるという現状が現地の写真とともに提示されました。

さらに話題は、紛争の背景へと移ります。まず、アジア経済危機以降インドネシアが混乱期に入っているという国内事情が挙げられます。改革を望まない国軍や中央政府の保守勢力などによる「陰謀説」もささやかれているそうです。また、マルク州が潜在的な対立要因を抱えているという地域の事情も指摘されました。たとえば、オランダ植民地政策の名残(歴史的側面)、移民の市場独占と失業者増加(経済的側面)、キリスト教徒VSムスリムの権力争い(政治的側面)、ジャワ化政策によるアンボンの伝統的統治システムの衰退(文化的側面)、ネポティズムと汚職(社会的側面)などの対立要因によって、マルク州は一触即発の状態にあった、と堀場先生は指摘します。また、オランダによる植民地支配時代に確立さ



れてしまった差別的で不公正な社会構造が根深く存在するため、役人・軍人・教師などの支配層にあるキリスト教徒たちはムスリムの台頭を脅威として受け止めがちである、とも指摘されました。さらに、アンボンの伝統的統治システムが衰退したことで、「アンボン人」としてのアイデンティティが希薄化し、それを補強すべく宗教へと傾倒する、というアイデンティティ形成の事情にも言及されました。

最後に堀場先生は、日本が果たすべき役割として、地域での綿密な調査に基づいた紛争分析と平和構築・開発援助を挙げ、その際には、日本人に希薄な宗教感覚の現地での重要性に気配りする一方で、日本の宗教的中立性を積極的に活かした形での宗教紛争後の地域復興が必要とされる、と主張しました。(文責|奥田太郎)

第二回懇話会

2006年6月17日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム
「ロールズ正義論の再考」という統一テーマのもと、『社会と倫理』第19号の特集「ジョン・ロールズの政治哲学」にご寄稿いただいた二人の先生を講師にお招きしてご講演をいただきました。

第1報告

神原和宏先生(久留米大学)

「ロールズと共和主義—自由主義と民主主義の関係について」

大学院で研究を開始されたときの主たる対象はルソーの思想、とりわけ「法規範の根拠」としての社会契約論に関心を有しておられた関係で、その後英米の議論状況下、ロールズの正義論に注目され、これを<自由主義>と<民主主義>という政治哲学上重要な原理の緊張関係において思想的定位を図ろうとされた由です。

憲法学上は、自由主義は人権保障原理さらには違憲審査制に結びつき、民主主義は国民主権原理ひいては国会中心主義に結びつくと考えられます。しかし、こうした表層的理解を一步深めていくと、例えば、井上達夫氏の類型化にみられるように、こうした緊張関係を調整することを目指す幾つかのアプローチがみられると言います。即ち、(1)形式化プロジェクト、(2)実体化プロジェクト、(3)プロセス化プロジェクト、(4)理念的プロジェクト。それぞれのプロジェクトを担う具体的思想は、(1)形式的法治国家論(又は手続的自然法論)、(2)近代自然権思想、(3)参加代表促進論(又は熟慮民主主義、公民的共和主義)、(4)井上理論。

こうした諸類型に対して、共和主義は、自由主義に対応しながら、「公共的なもの」と「私的なもの」との架橋を目指す理論として意味付けられました。その基本主張は、公民的徳性を重視する強い立場の共和主義としての「徳性-陶冶型共和主義」と民主主義のプロセスへの参加を重視する「審議-参加型共和主義」とに見られ、これらは、ロールズにあっては、「公共的ヒューマンイズム」と「古典的共和主義」、そして「公共的共和主義」にいわば精密化されていきます。公共的ヒューマンイズムはアリストテレス主義の一形態であって、我々人間の「政治的存在性」を強調します。詰り、政治参加そのものが人間の存在の充足(報告では「完全な善の格別のあり方」と考えられ、先の「徳性-陶冶型共和主義」に近接します。古典的共和主義は、マキャヴェリやトクヴィルの立場で、我々は自由を守るために政治にコミットしなければならない、即ち、いわば政治を手段視する立場と考えられます。ロールズが

挙げる三つ目は、彼の公正としての正義と目標を共有する「熟慮による政治的討論の重要性」を強調するものです。

問題状況を把握するためのこうした理論的配置を前提にした上でさらに考察を深めるために神原先生が導入するのは、ロールズ・ハーバーマス論争です。ガットマンは「自由主義と民主主義の関係を問うことは、消極的自由と積極的自由の関係を問うことと実は同じである」と言います。そして、ハーバーマスによれば、ロールズの



立場は近代人の自由である「消極的自由」重視の立場に他ならず、古代人の自由であった「積極的自由」、つまり政治的自律がそれに比して軽視されているとのこと。

ルソーにせよカントにせよ、信教の自由・良心の自由、生命、個人の自由および所有権の保護といった<近代人の自由>と、参政権・コミュニケーション権といった<古代人の自由>を等根源的なものとして重視していた。しかし、ロールズの直観とは裏腹に、彼は自由主義的な基本権を優先する結果、民主的プロセスをいわば背後に追いやってしまった。これがハーバーマスからのロールズ批判です。

ご報告ではこうした問題の所在の指摘、それに基づくロールズからの応答などが詳しく解説されました。それらを省略して、次のジレンマの指摘をご紹介します。それは、「人権が主権的立法者に対してパターンリスティックな外的制限を課するのであれば、主権的立法者は自律的に立法をおこなうとは言うことはできなくなり、その自律性は失われることになる。しかし同時にいかに自律性を持った主権的立法者であっても、人権を侵害する立法を制定することはできない」というジレンマだとされます。これは我が国の憲法状況を考えると単なる理論的問題解決の練習問題というのではないことが十分理解されることです。

ハーバーマスの論難に対してロールズは次のように応酬します。ここではアッカーマンの創憲政治(constitutional politics)と通常政治(normal politics)の区別を設けて、批判に対応しているようです。創憲政治のレベルでは人民の憲法意志が基本権に優位します。公正としての正義の理論は、正義の政治的構想であり自然

法理論ではないので、「近代人の自由は人民の憲法意志に優位する制約を課さない」とされます。この点でロールズとハーバーマスは同じことを言っているように見えます。しかし、ロールズは「歴史的な視点」も考慮に入れて、次のようにも言っているようです。つまり、「あらゆる世代が、正当性の本質的議論に対して道理に適った結論を導くことや、新しく正当な憲法を自らに与えることを要求されているというわけではないのである」と。これに

対して、大石眞京大教授は「囚われの国民主権」という問題提起をなさっている由です。

さて、政治的自律と私的自律という根本問題にもう一度立ち返って、この両自律の両立可能性、架橋可能性、一致可能性について、ご報告は更に議論が展開されました。ロールズの身にしてみれば、ハーバーマスの問題提起は重要であり、尚且つ、誤解も一部見られるようですが、ここでは、ロールズが持ち出す「人格の持つ二つの道徳的能力」について特に言及されます。それらは「正義感覚への能力」と「善の構想への能力」です。前者は古代人の自由に連なる「公的自律」であり、「社会的協働の公正な条項を明確化する政治的正義の原理を理解し、適用し、それに(たんに合致しているだけでなく)準拠して行動する能力」とされます。後者は、近代人の自由ないし「私的自律」に関わるもので、「善の構想をもち、修正し、合理的に追及する能力」とされます。しかも、これら両能力に基づく二つの自由は、ロールズにおいては、その<人格>概念の中に、分離できずに組み込まれている、と主張します。ロールズは、公的自律と私的自律、積極的自由と消極的自由との等根源性・内的連関性を認めています。しかし、積極的自由は消極的自由の手段価値しか有しないのか、両者が衝突した場合の優先順位はどうか、そもそもロールズの立論は成り立っているのかといった問いが提起されます。

ハートは、ロールズの自由の優先性というルールないしその論証は成功していないにも拘らずロールズがそのテーゼに固執する隠された背景には、彼自身が密かに抱いている「潜在的な理念」があると指摘しています。その理念とは、「社会生活の主要な善の中でも政治的な活動や他者への奉仕に高い価値をみとめ、単なる物質財や満足のためにはそのような活動の機会を交換することを耐えられないと考えるような、公的精神に充ちた市民の理念」であるとされます。ハートによる批判の要点は、ロールズはこの「公的精神に充ちた市民の理念」という潜在理念を暗黙の前提としているので、政治的自由を経済的価値に優先させるという優先性のルールを原初状態の当事者に押し付けているというわけです。

ロールズは、ハーバーマスやハートらからの批判を真剣に受け止め、彼の正義論を更に修正精緻化していったようです。そこでは、或る意味では、その正義論が共和主義的でもあり、当初のリベラリズムとの差異が不明瞭になっているとか、諸自由の中での相対的な高下関係についての理解が首尾一貫していないように見えることが

否めないといった問題が残されているようです。それにしても、彼が20世紀に政治哲学の分野で大きな問題提起をして、「立憲民主制的な法システムの活性化」に大きく貢献したことは間違い無さそうだと、神原先生は論を結びました。(文責 | 山田秀)

第二報告

福間聡先生(神奈川県立衛生看護専門学校非常勤講師) 「ロールズ哲学から見た規範倫理学とメタ倫理学—政治哲学における「理由」の復権—」

まず福間先生は、20世紀英米倫理学の系譜を素描します。ムーアの『倫理学原理』が出版された1903年から語り起こされ、40年代以降の論理実証主義ないし非認識説、或いは情動主義(情緒主義)の隆盛、50年代における、トゥールミン、バイアーによる理由探求的アプローチなどの非認識説への攻撃などを経て、70年代以降の規範理論の復活に至る流れが概観されました。この規範理論の復活によって日本ではメタ倫理学への関心が急速に薄らいだのに対して、英米では、80年代以降の自然主義や道徳実在論をめぐる論争を中心にメタ倫理学の議論が盛んに行われて来た、と福間先生は述べました。

このように、日本ではロールズ出現後、規範倫理学・政治哲学への関心が急速に高まるというプラス効果が生じたと同時に、倫理学におけるメタ倫理学のその後の展開への目配りが疎かになった嫌いがあると福間先生は指摘しました。そうした眺望の下、先生はロールズの業績をメタ倫理学の観点から眺めるとどういう風に見えるのか、そしてそれはどのような含意を有するかという問題関心から話題を提供・展開しました。

まず、1970年代におけるロールズ『正義論』による第1革命は、一般にメタ倫理学から規範倫理学への展開と見なされているが、正確には、「法学的倫理学」という新たな分野の発生を意味していること、英米では倫理学の主流は常に「メタ倫理学」であったこと、この二つを指摘されました。福間先生は、ロールズ理論は、規範倫理学のみならず、メタ倫理学の方面でも道徳言語の分析にとどまらず、道徳的正当化、合理的選択論、道徳心理学といった分野を糾合する「偉大な発展」を成し遂げたと見ます。

ロールズの著しい貢献として「道徳的判断や原理の正当化」の問題圏について、「道徳的理由」、「熟考された道徳的判断」、「公共的理性・理由」の提起が見られるとしても、それには先行思想家の遺産があり、特にトゥール

ミン、バイアーが指摘されます。

ロールズの偉大さは、しかし、その先業績を更に押し進めた点にあります。即ち、トゥールミンにおいては道徳的言明が依拠している価値基準や原理を所与として、それらを明確化することが目的とされていたのに対して、ロールズは、その前提された所与それ自体を、言い換えると、価値基準・原理そのものの妥当性や正当性を問うという作業を敢行したといえます。こうして、規範倫理学とメタ倫理学との融合・統合が試みられます。

福間先生は、ロールズのメタ倫理的立場の解明作業に着手して、(1)意味論からは「記述主義」、(2)認識論からは「認知主義」、(3)存在論からは「構成主義」、(4)道徳心理学からは「内在主義」という定位を見定められ、それぞれ解説を施しました。

(1)について、記述主義は道徳的判断には真偽が存在する立場であり、それは「或るものが善いものであるとは、その種の事物において、欲することが合理的な諸特性をそれが有していることであり、善という用語はこの欲することが合理的である諸特性という不変の意味によって特徴付けられている」と説明されま

す。福間先生によれば、この記述主義なら、指令主義などがいう道徳言語の行為指針性も説明可能となります。(2)について、認知主義では道徳的判断は「我々の信念を表明したもの」と理解されるので、ロールズの場合なら、我々の道徳的判断は「熟考された道徳的判断」であり、その正当化においては「整合説」が採られ、しかもその正当化は「反照的均衡」だけではなく「合意に基づく正当化」をも含むのだ、と説明されました。

(3)について、存在論では、道徳的事実は我々によって構成されたものであると考える「構成主義」が採られ、有名な善と正の二分法が採用されること、前者については自然主義、後者については「(原初状態を導入する)契約主義」の立場が採られることが語られました。福間先生は、道徳的事実を定義する場面でのロールズの立場を、ヘアの非認知主義とも、ムーアの合理的直観主義とも、外在主義的道徳実在論とも、内在的道徳実在論とも異なると説明されました。

(4)について、福間先生は、道徳心理学においてロールズは内在主義を採っていると考え、独自の解釈を展開します。これは、原初状態の人々が選択した正義の二原理に何故または如何なる仕方現実の我々は従わねばならないのか、という問題です。福間先生は、ここで原初状態の当事者達自身の合意自体ではなく、合意に至る「理由」にこそ着目すべきことを提唱されます。詰り、現実的ないし仮想的な合意それ自体ではなく、合意を与えるための「十分な理由」への着目です。こうして、道徳的判断における「動機付けの問題」が議論の展開に取り込まれることとなりますが、これは人格構想の問題に繋がると共に質疑応答での問題の焦点ともなりました。

福間先生は次のように説明します。「民主的な社会に住んでいる、自由で平等な、そして理性的で他者と協調的でもある道理をわきまえた市民」という人格構想が、正義や道徳的諸問題を解決するための一構想として、現実の我々によって正当に受け入れられるものであるならば、そのような市民ないしその代表者によって理に適った仕方同意された諸原理に従おうという動機付けが我々において生じま

す。その理由は、道徳的実践を含んだ社会の基礎構造に適用される諸原理と人格構想が不可分の関係にあり、そのような市民になりたいならば、又はそのような市民であることに価値を見出しているならば、彼らが同意した原理に従って行為する必要があるからです。

こうして福間先生は、意味論にあっては記述主義、認識論にあっては認知主義、存在論にあっては構成主義、道徳心理学にあっては人格構想に基づく内在主義を採るロールズは、このメタ倫理的基礎を有するお陰で、公共的理性・理由と市民の特性に基づく「熟議民主主義」を主張することができたのだ、と結ばれました。

質疑応答では、参加者を交えて熱心な議論が時間を忘れて繰り広げられました。報告くださった両先生とも、収穫があったようで、主催者としても有り難いことでした。神原、福間両先生はもとより、活発で建設的な質疑応答を可能にくださったご来場いただいた方々にお礼を申し上げます。(文責 | 山田秀)



第三回懇話会

2006年7月22日(土)

南山大学名古屋キャンパス本部棟3階第3会議室A・B

村上陽一郎先生(国際基督教大学)

「科学の不確実性のなかでの意志決定—参加型技術評価の一局面」

村上先生はまず、リスク・マネジメントには、リスクの認知(時間・空間・心理的な遠近との逆比例)、リスクの評価(確率的処理)、リスクへの対応(生起確率の減少、被害の最小化)、さらに、費用便益分析による意志決定という要素がある、と述べ、天災のような不可抗力(act of God)は「リスク」とは呼ばれず、人間の手で何とかできるものがそう呼ばれる、と指摘します。そして、費用便益分析を用いてリスクの原因と思われるものの中から優先順位の高いものを潰していく、というリスクへの対応における意志決定のあり方が、決定論的因果律を前提していることが問題視されます。

村上先生によれば、海洋の熱塩循環現象や温暖化といった、束縛条件を明確化し難い大域的自然現象や、航空機事故に代表されるヒューマン・ファクターなどは、決定論的因果性がないと考えられるので、そ

うした場面では従来型の意志決定は通用しないだろうと予測されます。これらの場合には、束縛条件の変化に応じて多様な結果が予測可能であるため、いくつかのシナリオが用意されることになり、そのうちのどのシナリオに対応するべきかが重要な課題となります。村上先生は、17・18世紀イタリアの哲学者ジャンバッティスタ・ヴィーコがデカルトの「クリティカ」に対して提示した「トピカ」、および、それが示す分別(prudence)と共通感覚=常識(common sense)の重要性に言及して、現代の"Precautionary Principle"はわれわれの分別や常識に由来する「転ばぬ先の杖原則」であると述べます。(また、"Precautionary Principle"は通常「予防原則」と訳されますが、厳密に言うと、「予防」に対応するのはpreventionであり、これは決定論的因果律に基づいています。"Precautionary Principle"はそうした前提では捉えきれない事態に適用されるものなので、むしろ「事前警



戒原則」のような別の訳語を付けた方がよいのではないかと、という指摘もなされました。)

不確実性における意志決定に求められるのは、科学的合理性、費用便益分析に加えて、最悪の結果に備えるという「常識」(「転ばぬ先の杖原則」="Precautionary Principle")であり、そこには土地の古老などが有する知恵も含まれます。そうした「常識」を用いることは、リスクマネジメントやセイフティマネジメントではなくむしろ「安心マネジメント」である、と村上先生は主張します。

確かに"Precautionary Principle"には、不合理なゴリ押しに利用されたり、専門家と生活者の対立を招いたり、政治に利用されたりといった欠点があります。しかし、そうした欠点をわきまえた上で、"Precautionary Principle"の示す「常識」をいかにして政治的な意志決定に反映させるかを考えなければなりません。村上先生は、かつては常識による意志決定が行なわれていたが、20世紀の科学技術の発達とその社会への実装、および、費用便益分析の隆盛によって常識が排除され、専門家支配という事態が生じた、という経緯を踏まえて、"Precautionary Principle"の導入によって、主権者の「常識」が改めて意志決定での重要な役割を取り戻すことになる、と指摘します。と

はいえ、そうした「常識」には一定の「社会リテラシー」の育成が必要であり、そのための理科教育・技術教育を初等中等教育の場で充実させなければならない、と今後の課題が示され、講演が締めくくられました。

その後質疑応答においても、「安心」に関する問題や、科学者・技術者側の取り組みの社会的浸透の困難さ等をめぐって、活発な議論が交わされました。(文責|奥田太郎)

第四回懇話会

2006年9月30日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

谷口照三先生(桃山学院大学)

「責任経営の視座と組織倫理学—経営学の可能性を探る」

谷口先生はまず、経営学に関する背景説明をされました。「生産効率の増進」(1980年代から1960

年代まで)から「人間と企業との良好な関係の構築」(1930年代以降)、更に「社会と企業との良好な関係の構築」(1970年代以降)と「地球環境と企業との良好な関係の構築」(1990年代以降)を経て、「事業の問題を核とする諸課題の重層化としてのCSR(Corporate Social Responsibility)経営の具現化」へと論題の移行が認められる、と谷口先生は整理します。

こうした導入の後、責任経営の理論化を見据えて、責任概念を再吟味して再構築することが試みられました。谷口先生は、責任概念を「応答可能性」として理解し、これによって、意思決定責任と結果責任、道徳的責任と法的責任、能動性と受動性を包括的に捉える観点が確保される、と論じます。応答可能性としての責任は、第一に、「感受性」と「能動性」の結合として捉えられ、第二に、それは「他者ないし環境に対する責任」であると同時に「自己に対する責任」でもあり、第三に、それは「過去に対する責任」であると同時に「将来に対する責任」である、とされます。これに「信念に対する責任」という考えを付け加えることによって、「レスポンスブル・スパイラル」という、いわば構造的な責任概念(責任構想)が提唱されることとなります。谷口先生によれば、このスパイラルの中で、「信念から感受性へ」「感受性から応答能力へ」「応答能力から信念へ」と循環して上昇していく「スパイラル・アップ」が起こりうるものであり、これは行為的主体の存在のあり方として責任を捉えることでもあり、CSR経営は、まさにこの業に関わっているとも言えるのです。

こうした議論を受けて、「責任経営の学」としての経営学の視座を確立するために、「本格的な経営」を可能にする「行為主体的存在としての経営」又は「応答可能性を開いていく」経営が導入されます。谷口先生によれば、それは、山本安次郎氏の学説を発展させた試みであり、それを通じて、資本結合の目的のために事業や経営を含め他のすべてを手段化していく傾向のある「企業経営」から、本来社会性ないし公共性をもって社会のニーズに応答すべき「事業経営」への歴史的な大きな変遷を確認することができます。



「ニーズ」について谷口先生は、ニーズ(needs)とウォンツ(wants)の区別に言及し、ニーズは、何かが欠けているという「欠乏感」であり、ウォンツは具体的な「欲求」である、と定めます。関連するが区別されるこの二語について、ニーズは対象の曖昧性が高く、推測されるものであり、間違いやすくもあり、これに対応するには柔軟性が必要です。他方、ウォンツは対象の明晰性が高く創り出されるものであり、不必要で好ましくないものの創出可能性も高く、これに対応するためには批判的能力が必要であると敷衍されるのです。この概念的な理解を前提にして経営の実情を眺めると、ニーズに応答しようとする態勢にある経営は「事業経営」に分類され、ウォンツに定位した経営は「企業経営」に分類されることになります。

また、「責任経営の学」としての経営学を基礎づける概念的枠組に関する視座で欠かし得ないものが『「経営の公益性」の位相』です。谷口先生によれば、公益性と公共性を併せて「社会性」であり、「公共性」は「人々に共通の手段であるものの状態」を指し、「公益性」はそのうちの「手段」に力点が置かれたものとされます。こう

した認識を踏まえて、経営の公益性は次の三つの位相で考察されます。まず、(1)「理念としての公益性」は、ホワイトヘッド哲学に依拠することによって、【1】 to live、【2】 to live well、【3】 to live better へと発展する姿で社会の発展を描き理解することができます。【1】はとにかく生きることです。やがて市場経済が発展を遂げて物資が豊富に流通して人々はより多くの経済的な価値を所有することになり、それによって【2】の実現がみられます。この【1】から【2】への転換は量的なものでしかありませんが、【2】から【3】への転換は質的なものであって、これに

適合する責任経営を探求することがここでの課題である、と谷口先生は述べます。また、(2)「実践としての公益性」は、「理念としての公益性」を実現すべき実践であって、文字通り「協働活動」です。それは、経営に引き寄せて見ると「事業活動」であり、であるならば、社会的有用性を実現し、社会的損失を回避可能とすることこそ「事業」という「協働活動」の「公益性」であると帰結されます。

谷口先生によれば、本来、事業とは社会の必要性に応じて成立するものなのです。そして、(3) これら二つの位相の公共性に連結していく手段が「過程としての公益性」であって、それは「パートナーシップないし組織化のための条件」とも表現されます。その内容として、内包性、感受性、公平性・平等性、自主性、公開性、経済性、バランス等が挙げられました。

これまで述べたような責任経営の「内実化」を図るためには「組織倫理」が注目されなければならない、と谷口先生は主張します。応用倫理学の一つとしての企業倫理学は、これまで個人を道徳主体として捉える一方で、組織自体の道徳的倫理的な位置づけを明らかにし得ておらず、また、構成員としての個人が倫理的であっても、組織、企業が倫理的な行動を取れるわけではないのです。そこで、組織そのものの倫理性、道徳性という問題が取り上げられ、組織倫理の創造がなされなければならない、とされます。その場合、中核を成すものは「事業倫理」です。その内容は、社会的有用性と社会的損失の回避による価値創造です。又、事業倫理は、技術選択と安全確保を内容とする「技術倫理」を外郭として有しなければなりません。谷口先生によれば、技術倫理と事業倫理とはしっかり結合されなければならないのです。そして「理念」は確実に「実践」へと橋渡しされなければなりません。それ故に、その橋渡しをするための条件、パートナーシップないし組織化のための条件を構成している「条件的な価値」を外郭として、それが「事業倫理」を包み込むことによって「組織倫理」が創造されなければならない、と谷口先生は語りました。

最後に、あらゆる組織は、それぞれのすべてのステークホルダーが自己の社会的責任を遂行できるような「場」として位置づけ直される必要がある、と谷口先生は指摘します。ステークホルダーは、単なる利害関係者ではなく、彼らが企業の実践する活動形態を問い続けることも必要です。その際、「事業活動」を、よりよい社会、共通の目指すべき人間社会、理想の人間社会を構築するためのパートナーシップであるというように、もっとも一般的なレベルで捉える必要があるのではないか、と問題提起がなされました。これまで、「家庭経営」という「根源的経営」から派生してきた「企業という資本結合体」を中心とした「企業経営」が展開されてきたが、この「派生的経営」から新たな次元での「根源的経営」、即ち、よりよき生活のためのパートナーシップという意味を付加された「事業経営」という新たな段階での「根源的経営」へとスバ

イラル的に回帰していくこと、これが「責任経営の発展」の実相ではないのか、と述べられ、新しい「組織倫理的なパラダイム」が成立することの可能性と期待とが講演の纏めとして語られました。(文責 | 山田秀)

第五回懇話会

2006年10月18日(水)

南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室

湯浅誠先生(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい)

「格差ではなく貧困の議論を」

湯浅先生はまず、連帯保証人提供とアパートに入った後の生活相談を行う団体である「もやい」、および、野宿している人たちと一緒に仕事起こしをして失業の問題に取り組む便利屋「あうん」それぞれの活動について簡単に紹介し、その中で「人間関係の貧困も貧困である」という認識を得るに至った経験をいくつかの事例を通して説明しました。その事例に登場する人々は、20代、30代の若年層ホームレスであり、中には父親がホームレスというホームレス第二世代の人もある、ということでした。そうした若年層ホームレスの多くは、マンガ喫茶、サウナ、レストボックスなどで寝泊まりしており、彼らは野宿者ではないが紛れもなくホームレス(安定した住居に住んでいない人たち)である、と湯浅先生は指摘します。路上で寝ている人たちを目で確認して数えた厚生労働省のホームレス実態把握には、彼らは当然含まれていません。路上で寝ているわけではない生活困窮者、ホームレス状態の人が大勢いることは事実であり、ホームレス=路上生活者という考えを改めなければ本当の問題は見えてこないのです。

若年層ホームレスに対して、若いだから仕事はあるだろうと非難が浴びせられがちであることを受けて、湯浅先生は、「では、なぜそこまで彼らは追いつめられてしまうのか」と問いかけます。湯浅先生の分析によれば、それは、(1) 教育課程からの排除、(2) 企業福祉からの排除、(3) 家族福祉からの排除、(4) 公的福祉からの排除、(5) 自分自身からの排除という「五重の排除」に由来するものだと言えます。たとえば、(1) 早期に教育課程から外れてしまうと、(2) 当然正規雇用には就けず、正社員としての雇用保険や社会保険、労働組合の共済といった労働の福祉から排除されることとなります。さらに(3) 親も頼れない場合には、公的福祉に頼るしかありませんが、(4) ここでも「甘い」と言われて断れるのが現状なのです。そして、自分はダメな人間であると周囲から言われ、何よ

り自分がそう思うようになり、(5) 自分には生きていく価値がないと感じてしまうことになるわけです。これらによって貧困が生まれるのです。

また、湯浅先生は、貧困を「溜め」のない状態と定義します。ここで言われる「溜め」とは、人を取り巻いているバリアのようなものであり、具体的には、貯金、家族・友人・同僚との関係、家、成功経験などを含みます(余談として、アマルティア・センのcapabilityは「溜め」に近い、とも言われました)。こうした「溜め」を十分持っている人の場合には外界の刺激がそれほど生活に響かず、「溜め」が非常に小さくなってしまっている人の場合には深刻な事態に陥ってしまう傾向がある、と言われます。「溜め」が大きい人ほど自分一人で生きていくような気になっており、貧困に陥っている人々に対して厳しい発言をしがちですが、「溜め」の小さい人に「体に悪いところがないのだから働け」と叱責しても何も解決しないのです。「溜め」が見えていないことは貧困が見えていないことだ、と湯浅先生は指摘します。貧困は五重の排除に基づく「溜め」のない状態と捉えられねばならず、そう捉えなければまっとうに貧困を論じることはできないのです。

続いて、貧困が見えていない例が具体的に3つ挙げられました。たとえば、多重債務問題に関わる法律家は多重債務を解決すれば一件着落と考えがちですが、多重債務は貧困の現れの一つにすぎないため、貧困それ自体をなんとかしなければ繰り返され続けて何も解決しないのです。また、貧困を把握すべき政府にも貧困の本当の姿は見えておらず、また見ようともしていません。日本には公的貧困線(それを下回れば貧困だと認定される線)が存在せず、事実上、生活保護基準がその肩代わりをしているのですが、最低生活費について知っている人は少なく、日本の人々は貧困に鈍感です。自分の最低生活費を知らなければ自分が貧困かどうかわからないのに人々はそれを知らうとせず、政府も貧困の調査をしないのが現状である、と湯浅先生は述べます【もやいが提供しているエクセルによる最低生活費・生活保護費の自動計算ソフトは、[http://](http://www.moyai.net/documents/seiho-keisan.xls)

www.moyai.net/documents/seiho-keisan.xls からダウンロードできます】。さらに、マスコミも貧困が見えておらず、ある調査では、朝日新聞が1990年から2002年までの12年間で「貧困」というタイトルを掲げた記事350件のうちほとんどが海外の問題であり、国内の貧困については8件しかなかったそうです。昨今の「格差」の喧伝は、貧困を忌避する気持ちの現れではないか、と湯浅先生は指摘します。そんな中、貧困をきちんと見ているのはマーケットであり、「五重の排除」を受けた存在だからこそターゲットにできるというビジネス、すなわち、消費者金融、人材派遣会社、保証人ビジネスなどの「貧困ビジネス」が現在隆盛を極めています。

こうした現状を受けて湯浅先生は、格差よりもむしろ

貧困を見るべきである、と主張し、貧困問題への対応方法として、包括的な生活保障と当事者のエンパワーメントを提示します。具体的には、貧困者たちの居場所をつくっていくこと、および、当事者同士の互助的なネットワークをつくっていくこと、これらを両輪として進めていくということです。当事者間の互助的ネットワーク構築は、「溜め」を回復するための取り組みです。最後に湯浅先生は、オルタナティブとは「負けられない」ということであり、市場の負けが人生の負けを意味しないようにする必要があり、と述べ、「負けられない」戦

いの必要性を訴えました。(文責 | 奥田太郎)

第六回懇話会

2006年12月19日(火)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

ジグムント・ヴァグナー=ツカモト先生(レスター大学)

「Economics & Business Ethics: Economic Revisions to the Friedman Theorem」

ヴァグナー=ツカモト先生はまず、最近のビジネス倫理学の理論と実践の多くが、徳理論基底型ビジネス倫理やカント主義ステイクホルダー・マネジメントという形で、行動中心的な伝統の中で進められているという現状を指摘し、そうした行動中心的な伝統に対する代替アプ

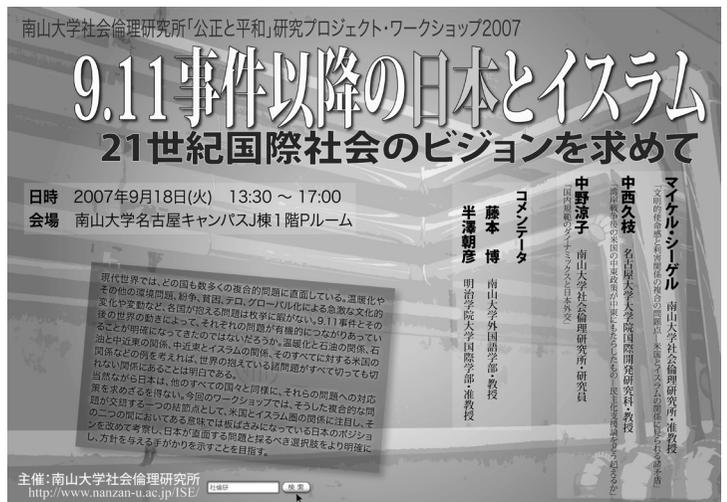
【20頁に続く】

Oct. 2007



南山大学社会倫理研究所「公正と平和」研究プロジェクト・ワークショップ 2007

9.11 事件以降の日本とイスラム—21 世紀国際社会のビジョンを求めて



現代世界では、どの国も数多くの複合的問題に直面している。温暖化やその他の環境問題、紛争、貧困、テロ、グローバル化による急激な文化的変化や変動など、各国が抱える問題は枚挙に暇がない。9.11 事件とその後の世界の動きによって、それぞれの問題が有機的につながりあっていることが明確になってきたのではないだろうか。温暖化と石油の関係、石油と中近東の関係、中近東とイスラムの関係、そのすべてに対する米国の関係などの例を考えれば、世界の抱えている諸問題がすべて切っても切れない関係にあることは明白である。

当然ながら日本は、他のすべての国々と同様に、それらの問題への対応策を求めざるを得ない。今回のワークショップでは、そうした複合的な問題が交錯する一つの結節点として、米国とイスラム圏の関係に注目し、その二つの間においてある意味では板ばさみになっている日本のポジションを改めて考察し、日本が直面する問題と探るべき選択肢をより明確にし、方針を与える手がかりを示すことを目指す。

日時：2007年9月18日(火) 13:30-17:00
会場：南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム
主催：南山大学社会倫理研究所

*ワークショップはすでに終了致しておりますが、当日の報告とコメントについては、『社会と倫理』第22号に掲載される予定です。

466-8673
名古屋市昭和区山里町18 南山大学社会倫理研究所
TEL 052-832-3111(内線 3413, 3414)
E-mail: sharink@ic.nanzan-u.ac.jp

■報告者
マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所・准教授)
「文明的使命感と利害関係の複合の問題点—米国とイスラムの関係に見られる矛盾」
中西久枝(名古屋大学大学院国際開発研究科・教授)
「湾岸戦争後の米国の中東政策が中東にもたらしたもの—民主化支援論をどう超えるか」
中野涼子(南山大学社会倫理研究所・研究員)
「国内規範のダイナミクスと日本外交」

■コメント者
藤本博(南山大学外国語学部・教授)
半澤朝彦(明治学院大学国際学部・准教授)

International Conference

EUROPE AND ASIA

Between Islam and the United States

The Lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon, and Iran

5 - 7 December 2007
Melbourne, Australia

Jointly sponsored by

- The Centre for Dialogue, La Trobe University
- The Innovative Universities, European Union Centre
- Contemporary Europe Research Centre, University of Melbourne
- Università degli Studi di Napoli "L'Orientale", Naples, Italy
- The Institute for Social Ethics, Nanzan University, Nagoya, Japan
- The Institute of International Relations, Warsaw University, Poland
- The Cold War Studies Centre, London School of Economics (UK)

For more information: Download a Conference Outline (PDF format) at the Centre for Dialogue Website.
<http://www.latrobe.edu.au/dialogue/assets/downloads/EuropeandAsia-BetweenIslamandUS-ConferenceOutline.pdf>

社会倫理研究奨励賞

第1回候補論文

只今応募受付中!!

応募要領

■「社会倫理研究奨励賞」とは？

南山大学社会倫理研究所(以下、社倫研)が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、経済の発展、科学技術の発展がもたらすさまざまな倫理的諸問題を、包括的に探求し、「人間の尊厳のために」という南山大学の教育・研究モットーの内実を明らかにすると共に、「善き生」を支える教養の再建を目指す研究所です。現代における社会倫理研究の重要性は大きく、21世紀を生きる若い研究者の皆さんの意欲的な研究活動を奨励し、現代の知的ニーズに応えることは社倫研の果たすべき社会的役割であると考えています。

■社会倫理研究とは？

一応の手掛かりとして最も短い定義をご紹介します。「倫理学の一分野で、社会領域における倫理的行為規範を論ずる学問」(アルフレート・クローゼ)があります。

従来の倫理学の枠組みとの対比で言えば、倫理的行為に関連する基礎的概念や理論的反省を含む基礎倫理学と区別される応用倫理学のうちでも、いわゆる個人倫理学を除いた部分ということになります。この意味での社会倫理学は、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、或いは、教育や医療や経営などの諸制度を対象とするもの、更には、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするもの等まで、実に様々な領域を考察対象としています。

また、応用倫理学といっても、その方法論について、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。方法論を制限せず、学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究すべてを審査対象領域と致します。

審査対象となる著作物 2006年12月1日から2007年11月30日までに日本語で公開された論文
締め切り 2007年12月10日必着(随時受付中)
応募方法 応募用書式ファイル(他薦方式か自薦方式のいずれかを選択)を南山大学社会倫理研究所ウェブページ(<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>)からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。
他薦方式:本人以外の人物による推薦文を添付すること
自薦方式:本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673
名古屋市昭和区山里町18
南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

応募資格 原則として論文公開時に40歳未満
審査方法 第一回社会倫理研究奨励賞選定委員会(委員長:加藤尚武[鳥取環境大学名誉学長])の協議によって審査します。
審査結果の公表 受賞者の氏名および受賞論文名を2008年2月下旬に社倫研ウェブページで公表します。
授与式等 2008年3月中旬に授賞式を行い、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2008年5月発行の新所報創刊号に掲載されます。
副賞 30万円

*審査の過程で当研究所が得た個人情報、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



優れた論文を ご推薦下さい!!

ローチとしてビジネス倫理への経済学的アプローチを打ち出します。ヴァグナー＝ツカモト先生によれば、このアプローチは、"ought implies can" という道徳哲学上の原理に依拠した視点からビジネス倫理を捉えるものです。経済学的アプローチでは、社会的行動は資本運用過程として理解され、行動規制の役割を果たす制度的構造はインセンティブ構造として検討されます。また、相互利得は協力実現のための相互作用の成果として規定されます。さらに、発見的概念装置として、経済人(ホモ・エコノミクス)とディレンマ構造(囚人のディレンマ等)が用いられます。これらに基づいて、企業のビジネス倫理行動が、道徳的取り組みの三層モデル((1) 受動的で意図的でない道徳的取り組み、(2) 受動的で意図的な道徳的取り組み、(3) 能動的で意図的な道徳的取り組み)によって分析・検討されることになります。

ヴァグナー＝ツカモト先生によれば、第一の層は、古典派経済学が想定しているような、競争的な企業間相互作用を通じて道徳的成果が市場において意図されずに成就されているといった事態を掴みとるものです。第一の層では、企業のビジネス倫理行動は受動的かつ意図されない仕方で



実現されることとなります。これに対して第二の層は、市場における企業活動を規制する法律等の制度的規則によって各企業が経済上の考慮から最低限の道徳基準に従っている、という事態を捉えるものです。この層では、企業の倫理行動は受動的かつ意図的な仕方で実現されますが、それはあくまでも「ゲームの規則」の中に位置づけられます。これら第一、第二の層では市場行動それ自体には何の道徳的要素も含まれないが、第三の層では「ゲームの動き」の中に道徳的考慮が盛り込まれる、とヴァグナー＝ツカモト先生は述べ、そうした状態は、環境に配慮した製品に対して倫理的消費者が支払う価格プレミアムのような「倫理資本(ethical capital)」の適切な運用によって実現される、と主張します。この第三層は、道具的・戦略的なステイクホルダー・アプローチに通じるとされます。

続いて、ヴァグナー＝ツカモト先生は、こうした三層モデルを用いて、ビジネス倫理に関するフリードマンの

定理に新解釈を与えます。ヴァグナー＝ツカモト先生の分析によれば、第一、第二の層については、「企業の唯一の社会的責任は制度的な規則の制約下で利潤を最大化することである」というフリードマンの定理は齟齬なく通用するとされます。ところが、第三の層については検討が必要となります。ヴァグナー＝ツカモト先生は、フリードマンの主張と「倫理資本」の発想がうまく重ならないのは、フリードマンが「社会的善は収益を理由になされてはならない」という高潔な倫理を想定していたことに由来する、と指摘し、現代の「倫理資本」運用の成功例に照したならフリードマンの高潔倫理主義は改訂されるべきだ、と主張します。義務論的アプローチではなく、功利主義・帰結主義的アプローチでビジネス倫理を分析し規範的に根拠づけることが現実的により有望である、と述べられ、講演が締めくくられました。

質疑応答では、現代の企業には経済的利潤追求に尽きない社会的役割が期待されているのではないかとといった意見が相次ぎましたが、ヴァグナー＝ツカモト先生は、経済学的アプローチに限定した議論をストイックに展開する姿勢を崩しませんでした。この質疑

応答を受けたヴァグナー＝ツカモト先生の回答は、2007年6月刊行『社会と倫理』第21号に掲載された先生の論考に一部盛り込まれています。(文責|奥田太郎)

第七回懇話会

2007年3月27日(火)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階会議室

千知岩正継先生(九州大学高等教育開発推進センター)

「国際社会は『保護する責任』を果たしているだろうか—人道的介入の正当性問題を中心に—」

千知岩先生は最初に、人道上の危機にある人々を保護する方法としての人道的介入が、国際社会の課題になっている現状についてご説明されました。この「保護する責任」論(以下、R2P)を提唱したのはカナダ政府が中心になって結成した「介入と国家主権に関する国際委員会」であり、R2Pの内容はアナン国連事務総長の報告書(In Larger Freedom)や2005年の世界サミット「成果文書」

でも言及されました。しかし、国際社会の現状を見ると、米国のイラク攻撃を正当化する理由として人道的介入が挙げられる一方、R2Pに関する国際社会の見解の相違によりスーダンのダルフル紛争などでは十分な対応がなされていません。そこで、千知岩先生は、まずR2Pについて概略を示し、現在の国際社会が「保護する責任」を十分に果たしていない現状について話されました。

R2Pは、「介入」と「国家主権」という2つの概念を調和させる新しいディスコースです。千知岩先生によれば、「介入する権利」の限界を踏まえて生み出されたR2Pは、「保護する責任」が国際社会の善良な一員として認められるための国家の対内・対外責任であるという考え方に基づいており、人道危機を未然に防ぐ「予防する責任」、武力紛争後の社会再建を手助けする「再建する責任」と共に提示されたことに、その意義を見出すことができます。国際委員会の構成員は国籍・経歴ともに国際色豊かで、世界各国、各地域で協議を重ねたことで、国際社会のコンセンサス作りに寄与したと考えられます。また、R2Pは、「内政不干渉」原則の例外として扱われているのであり、その逆ではありません。軍事介入の正当性をはかるために正戦論の伝統に基づく基準が設けられているため、具体的には、ジェノサイド、組織的な殺害、組織的なレイプ、組織的な強制移動などによる民族浄化、ジュネーブ諸条約に違反する戦争犯罪や「人道に対する罪」などが対象になります。つまり、R2Pにおいて、政治体制の変化は介入の目的とみなされないことになります。

ここで想定されている正当な権威は国際連合安全保障理事会ですが、千知岩先生によれば、難しい調整を必要とする安保理は人道危機に対して十分に機能しない事態が生じるため、現在では別の権威としてリベラル・デモクラシー諸国、特に米国を挙げようとする見解があります。例えば、法哲学者であるフェルナンド・テソンやジョン・ボルトン米国連代表は、米国のようリベラル・デモクラシー諸国は人権や民主主義の価値に基づく正当性があり、国際社会の決定に左右されない権威の存在を主張します。しかし、このような正当性についての認識は、

国際社会が共有していないため、単独国家が正当な権威となることには問題があると考えられます。

そこで、千知岩先生は、様々な問題を抱えながらも、国連安保理が正当な権威となり得ることを示唆し、権威の再構成を国連改革などの形で行う必要について述べられました。特に、「犠牲者」の視点を優先するためにはどうしたらいいのか、という問題に取り組むために、無責任な権威の発動や無責任な権限の行使に制限を加えていくことが求められます。このことは、R2Pの報告書では指摘され

なかった点——たとえば、介入する側が使用する武器、クラスター爆弾や劣化ウラン弾などを禁止するなどの措置——と合わせて考えていかねばならない、として報告を締めくくられました。

その後の質疑応答では、「国家主権」に関する問題や、リベラル・デモクラシーと国際的な規範との関係等をめぐって、活発な議論が交わされました。(文責|中野涼子)

研究会

2006年5月17日(水)

南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室

中野涼子先生(南山大学社会倫理研究所研究員)

「日本帝国の夢と現実—植民地研究者 矢内原忠雄の挑戦」

中野先生はまず、日本の植民地帝国建設のプロセスを簡単に概観した後、日本の植民地統治の全体的な傾向として、差別と支配、および、同化主義を挙げました。差別と支配を支えたものとしては、(1)近代化成功者としての日本像、(2)社会進化論による優劣の思想、(3)天皇制における臣民の忠誠度という階層概念があり、同化主義を支えたものとしては、(1)黄色人種のリーダーという位置づけ、(2)儒教文化圏、(3)対西欧帝国主義があります。こうした「現実」とともに、「一視同仁」「共存共栄」といった「夢」を表明するスローガンも出されていたが、その「夢」と「現実」の間にはギャップがあり、そのギャップをよく理解した人が矢内原忠雄であった、と中野先生は述べました。

そこで、植民地研究者としての矢内原が植民地に向け

た夢を最もよく表したフレーズ「各社会群が独立の集团的な人格 (Group Personality) を有することを認め、各々がその歴史的条件下にあたる限りの発達完成を遂げ、しかして相互間の協同提携によりて人類社会の世界的結合



を全くする」を手がかりに、中野先生は、(1) 差別ではなく区別、(2) 歴史性に応じた発展、(3) 相互性と協調による世界、という3つの要素を抽出して、それぞれについて掘り下げて論じました。そして、こうした植民地の理想を語る矢内原は、当然ながら、帝国そのものを否定してはならず、むしろ、柔軟性ある帝国を構想し、植民活動にはマクロレベルでのよい効果がある、と考えていたことが指摘されます。この矢内原の発想は、「民を植うる地」と「植うる民の地」という「植民地」の二つの解釈に見られる植民者の自主性を重視する姿勢にも反映されています。ここで中野先生は、いかにして植民地は自主的となるか、という問いに対する矢内原の回答に注目します。矢内原は、日本国家や国民が政策を変更し態度を改めなければならないという支配者側の問題を指摘すると同時に、民族意識に基づく民族運動などの植民地における自主的な動きが起こらなければならないという被支配者側の問題にも言及しています。こうした植民地での独立運動・自治運動への矢内原の目配りを中野先生は評価し、矢内原の理想の中に現代にも通じる意義を見出そうとします。個人の尊厳を認めるために必要な社会空間や、日本人以外の人々を包摂する社会を視野に入れた形での、多様性と強調に基づく社会の形成という課題に取り組む矢内原の姿勢には、現代に生きる私たちが学ぶべき点がたくさんある、と指摘され、論が結ばれました。(文責 | 奥田太郎)

シンポジウム2006「誰のための国際秩序か？」報告

去る9月16日(土)に、社会倫理研究所シンポジウム2006「誰のための国際秩序か?—新時代における日本の役割と展望」が開催されました。本シンポジウムは、昨秋に開催された日豪合同ワークショップ「9.11事件以降の世界における公正と平和を求めて:日本とオーストラリアのためのオルタナティブを構想して」での議論を踏まえて書き下ろされた論文集『多国間主義と同盟の狭間:岐路に立つ日本とオーストラリア』の出版を記念して企画されたものです。

当日、一般・研究者を含めた約50名の方が会場につめかけ、およそ4時間半という長時間に及ぶシンポジウムに熱心に耳を傾けていました。最初の提題者として、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センターの武者小路公秀先生が、「共通の人間安全保障を求めて—アジア先進工業国市民の役割—」でお話され、次に、広島市立大学広島平和研究所の水本和実先生が「日本の平和主義と安全保障」、名古屋商科大学の鎌田真弓先生が「太平洋戦争の記憶と日豪の『和解』」という題名でそれぞれ話をされました。これを受けて、津田塾大学の中山俊宏先生ならびに椋山女学園大学の山田哲也先生が、異なる視点から問題提起をされた後、会場からは三名の質問を受けて、パネリストおよびコメンテーターたちによる活発な議論が行われました。

今回の白熱した議論を通して新たな問題提起もなされ、大変啓発的であったと思います。以下では、その中でも特に今後の継続的議論が求められる課題と思われるものをまとめておきたいと思います。

9.11事件以降の国際関係の問題として真っ先に挙げられるテーマが対テロ戦争です。今回、この対テロ戦争のあり方そのものが問題であるという見方が、武者小路先生から提示されました。ブッシュ政権が率いる対テロ戦争は世界を敵と味方に分けるという二分法を用いた終わりのない戦争であるとする見解は、『多国間主義と同盟の狭



間」にも提示されており、多くの人の関心を呼び起こすものだと思います。しかし、他方で、中山・山田両コメンテーターが指摘したように、テロそのものに対してどうするのか、という問題にも対処する必要があり、その点に関してシンポジウムでは十分な議論がされなかったのではないかと思います。「対テロ戦争支持派」対「反対派」という形で捉えれば、議論が平行線に終わってしまうのではないかと、むしろ重要なのは、アカデミックの場においてそのような二分化を避け、対テロ戦争の中身をつぶさに見た上で考えていくべきなのではないか、という思いを強くしました。そうでないと、たとえば最近のネオコン内における分裂——たとえばネオコンを自称していたフランシス・フクヤマが近年のブッシュ政権を批判し、ネオコンを離脱すると宣言したこと——は理解できないのではないのでしょうか (America at the Crossroads, 2006 をご参照ください)。

これに関連して、日本やオーストラリアが同盟国・米国との関係でどのような政策をとっていくのかは重要な問題です。水本先生などを中心に、日本の米国寄りの姿勢を懸念する意見が出されましたが、同時にそれに代わるビジョンと具体的政策は、米国に対して対テロ戦争をやめさせるように促す以外には提示がありませんでした。そのことは、現在の日本が、米国やアジアに対して力を発揮できる領域を持たないことを意味するのでしょうか。アジア諸国やその地域的枠組みに日本およびオーストラリアがどのような形でかかわっていくのが両国の今後の役割を考える上で重要だと思われるが、対米同盟や次に掲げる歴史問題などが道を阻んでいるのかもしれませんが。また、人間の安全保障を原則として支持する日本も、東南アジアなどでは欧米に比べて「人権外交」的な政策をとらないところを見ると、本音と建前といった乖離があるように感じられます。

歴史の記憶についてはシンポジウムでも多く時間が割かれたところですが、鎌田先生が述べられたように、国家が語る歴史は選択的なものであることを厳粛に受けとめた上で個々の人々の歴史を注意深く拾っていくということに尽きると思います。全ての人が満足する共通の歴史を形成することは恐らく不可能に近いでしょう。しかし、異なる考えや背景を持つ人々が先入観を取り払うよう努力しながら自らの来歴を語り、他者の体験にも耳を傾けるというプロセスの積み重ねこそが、最終的には将来の対話につながるのだと思います。この意味で、国家だけでなく人々の役割が重要になってきます。今回のシンポジウム副題である「日本の役割と展望」の日本には、人々を含むということを強調したいと思いました。

以上、今後も継続的な討議が求められる内容を提示できたことは、このシンポジウムが大変意義深いものであったことの証拠だと思います。刺激的な発題と議論を提供していただいた提題者、コメンテーターの方々、および、ご参加いただいた方々に感謝申し上げます。

(文責 | 中野涼子)

現代メタ倫理学に 日本語で迫るための十冊

J.L. マッキー (加藤尚武 監訳) [哲書房 1990 年]

『倫理学—道徳を創造する』

1977 年に刊行された *Ethics: Inventing Right and Wrong* の全訳書。後の価値の存在をめぐるブラックバーン・マクダウェル論争など、20 世紀後半の英米メタ倫理学における主要な議論の発火点とも位置づけられるだろう。ムアの『倫理学原理』で幕開けした意味論を中心とする 20 世紀メタ倫理学が新しい段階に移行する契機の一つとなった問題書である。

ギルバート・ハーマン (大庭健・宇佐美公生 訳) [産業図書 1988 年]

『哲学的倫理学叙説—道徳の "本性" の "自然" 主義的解明』

1977 年に刊行された *The Nature of Morality: An Introduction to Ethics* の全訳書。倫理学と観察によるテストとの関わりという大問題等を論じ、失われた倫理学の哲学的内容の豊かさを取り戻すべく書かれた入魂の (しかしクールな) 倫理学教科書かつ研究書。

マイケル・スミス (榎則章 監訳) [ナカニシヤ出版 2006 年]

『道徳の中心問題』

1994 年に刊行され、若きマイケル・スミスの名を倫理学界に轟かせた *The Moral Problem* の全訳書。鮮やかな論点整理の技巧で明解な論争の見取り図を提示し、90 年代までのメタ倫理学における百家争鳴状態に (善くも悪くも) 楔を打ち込んだ。

クリスティーン・コースガード (寺田俊郎・三谷尚澄・後藤正英・竹山重光 訳) [岩波書店 2005 年]

『義務とアイデンティティの倫理学—規範性の源泉』

1996 年に刊行された *The Sources of Normativity* の全訳書。カント的な義務の倫理学と現代的なアイデンティティ論を総合する著者独自の議論に対して、G.A. コーエン、R. ゴイス、T. ネーゲル、B. ウィリアムズが批判的コメントを加え、さらに著者が応答するというスタイルの研究書。

リチャード・ノーマン (塚崎智・石崎嘉彦・榎則章 訳) [ナカニシヤ出版 2001 年]

『道徳の哲学者たち—倫理学入門』

1998 年に刊行された *Moral Philosophers: An Introduction to Ethics* 第二版の全訳書。倫理学全般の教科書だが、第十章と第十二章にてそれぞれムア以降の認知主義/非認知主義の議論、マッキー以降の存在論/反存在論の議論について、著者自身の見解も織り交ぜながら明晰に解説されている。

赤林朗編 [勁草書房 2007 年]

『入門・医療倫理 II』

タイトルからは窺い知れないほどに良質な倫理学入門書となっている。とりわけ、メタ倫理学の部は、ムアの問題提起から、コーネル存在論、マクダウェルやダンシーの反ヒューム主義に至るまで、代表的な争点と各立場からの主張が簡潔かつ精確にまとめられている。論争状況の紹介としては、現在のところ日本語で読むことのできる最良のものと言ってよいだろう。さらに、本書は医療倫理を学ぶ読者に向けられていることもあって、一般的に、個別事例との往復を自覚した記述で構成されており、何のための議論かが見えやすく、入門には最適。

菅 豊彦 [勁草書房 2004 年]

『道徳的実在論の擁護』

マッキー以降の道徳的実在論に対して、アリストテレスやウィトゲンシュタインといった大物哲学者を適宜呼び出しながら徹底的な批判の論陣を張る研究書。マクダウェルやウィギンズといった感受性理論の論客に共鳴しながら、マッキーの反実在論とブラックバーンの準実在論を論駁しようと試みられている。

福間聡 [勁草書房 2007 年]

『ロールズのカント的構成主義—理由の倫理学』

ロールズ哲学を現代メタ倫理学の論争地図上に位置づけ、ロールズが引き起こした倫理学上の「革命」を明らかにする意欲作。規範倫理学を復活させたと評されることの多いロールズだが、実は本当の意味で重要な成果はメタ倫理的なものだった!?

大庭健 [岩波新書 2006 年]

『善と悪—倫理学への招待』

現代の英米メタ倫理学の成果を、著者自身の一貫した問題意識のもとに再構成した上で、さらに議論を推し進めて独自の結論に至らしめる野心的新書。一般向けに論じられてはいるが、実は、本書での論述をきっちり追尾するにはそれ相応の知識が要求される。

坂井昭宏・柏葉武秀編 [ナカニシヤ出版 2007 年]

『現代倫理学』

1970 年代以降の倫理学に関してメタから応用までをカバーした教科書。第 1 章では、日本倫理学会和辻賞受賞者・田村圭一がメタ倫理学上の議論の通覧を試みている。

* 創刊号からは、研究所活動の紹介・報告のほか、こうした社会倫理に関わる情報提供コーナーも毎号幾つかお届けする予定です。

研究所活動記録

(2006年4月-2007年3月)

平成18年度(2006年度)活動報告

(1) 懇話会・研究会・シンポジウム

懇話会

第1回 平成18年4月19日

報告者 堀場 明子(上智大学大学院博士課程)

論 題 「インドネシア・アンボンにおけるキリスト教徒 vs ムスリムによる宗教紛争—紛争後の現状と平和構築のあり方—」

第2回 平成18年6月17日

統一テーマ ロールズ正義論の再考

報告者 神原 和宏(久留米大学法学部・法科大学院(併任)教授)

論 題 「ロールズと共和主義—自由主義と民主主義の関係について—」

報告者 福間 聡(神奈川県立衛生看護専門学校非常勤講師)

論 題 「ロールズ哲学から見た規範倫理学とメタ倫理学—政治哲学における「理由」の復権—」

第3回 平成18年7月22日

報告者 村上 陽一郎(国際基督教大学大学院 教授(Othmer 記念科学教授))

論 題 「科学の不確実性のなかでの意志決定—参加型技術評価の一面—」

第4回 平成18年9月30日

報告者 谷口 照三(桃山学院大学経営学部教授)

論 題 「責任経営の視座と組織倫理学—経営学の可能性を探る—」

第5回 平成18年10月18日

報告者 湯浅 誠(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長、便利屋あうん代表)

論 題 「格差ではなく貧困の議論を」

第6回 平成18年12月19日

報告者 Dr Sigmund Wagner-Tsukamoto (University of Leicester)

論 題 "Economics & Business Ethics: Economic Revisions to the Friedman Theorem"

第7回 平成19年3月27日

報告者 千知岩 正継(九州大学高等教育開発推進センター・特任助手(学術研究員))

論 題 「国際社会は「保護する責任」を果たしているか—人道的介入の正当性問題を中心に—」

研究会

第1回 平成18年5月17日

報告者 中野 涼子(南山大学社会倫理研究所研究員)

論 題 「日本帝国の夢と現実—植民地研究者 矢内原忠雄の挑戦—」

シンポジウム

平成18年9月16日

南山大学社会倫理研究所シンポジウム2006

「誰のための国際秩序か？」

—新時代における日本の役割と展望—

提題者 武者小路公秀(大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長 [社倫研非常勤研究員])

論 題 「共通の人間安全保障を求めて—アジア先進工業国市民の役割—」

提題者 水本和実(広島市立大学広島平和研究所助教授)

論 題 「日本の平和主義と安全保障」

提題者 鎌田真弓(名古屋商科大学総合経営学部教授)

論 題 「太平洋戦争の記憶と日豪の「和解」

コメンテーター

山田哲也(椋山女学園大学現代マネジメント学部助教授 [社倫研非常勤研究員])

中山俊宏(津田塾大学国際関係学科助教授)

コーディネーター

マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所助教授 [社倫研第一種研究員])



(2) 出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第十九号

発行日 2006年5月10日

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十号
—記念号—

発行日 2006年12月15日

名 称 マイケル・シーゲル、ジョセフ・カミレーリ
編 『多国間主義と同盟の狭間—岐路に立つ日本とオーストラリア—』国際書院

発行日 2006年9月16日

2006年度を振り返って

人事

05年4月に始まった新体制のもとで2年目を迎えた。05年9月開催の日豪合同ワークショップの成果を発展させる継続的共同研究を充実させるために、第二種研究員2名の更新、研究員1名の任用、そして新たに2名の本研究所非常勤研究員の委嘱、及び4名の非常勤研究員の再委嘱を行った。

ウェブサイト

本年度も、主に懇話会・定例研究会の案内や記録など研究所活動に関する情報発信に努め、隔月でのオンライン・ニューズレター発信、本研究所発行雑誌『社会と倫理』のオンライン公開も行なった。

<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

共同研究活動

05年9月開催の日豪合同ワークショップの成果(マイケル・シーゲル、ジョセフ・カミレーリ編『多国間主義と同盟の狭間—岐路に立つ日本とオーストラリア—』国際書院)を刊行し、同時に出版記念シンポジウム「誰のための国際秩序か?—新時代における日本の役割と展望—」を開催した。また、12月にはオーストラリアにて開催されたワークショップにシーゲル所員が参加するとともに、ラトロブ大学 Centre for Dialogue との継続的な共同研究の準備を整えた。

懇話会・研究会

懇話会は7回、定例研究会は1回開催した。なかでも、5月刊行の『社会と倫理』第19号の特集に連動させた第2回懇話会、および、「Toward a Broader Business Ethics」と銘打った一連のビジネス倫理関連シリーズ懇話会(第4回~第6回)などが本年開催懇話会の目玉であった。

出版物

第19号では、三本の特集(「ジョン・ロールズの政治哲学」、「人間の尊厳」、小泉信三賞受賞記念祝賀懇話会)が組まれた。

第20号では、06年9月開催のシンポジウムの記録となる特集「誰のための国際秩序か?—新時代における日本の役割と展望」が掲載された。また、記念号である本号には多くの研究所関係者からの論文寄稿を得た他、総目次や研究所略史も掲載した。

(澤木勝茂)

研究所活動記録

(2006年4月-2007年3月)

研究所主要スタッフ研究業績

山田秀【やまだ・ひでし】

論文

「ロールズ正義論と伝統的自然法論」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第19号、pp.59-72、2006年5月。
 「人間の尊厳についての自然法論的考察—ノイマン論文をめぐって—」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第19号、pp.133-142、2006年5月。
 「共同善と補完性原理—伝統的自然法論の立場から—」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第20号、pp.95-126、2006年12月。
 「ヨハネス・メスナー自然法思想の基本特徴—晩年の著作を中心に—」『九州法学会会報2006年』九州法学会、pp.46-51、2007年1月。

書評

「秋葉悦子訳著『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理—ヒト胚の尊厳をめぐって—』(知泉書館、2005年)」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第19号、pp.202-211、2006年5月。

学会発表

「メスナー自然法思想の基本特徴」九州法学会第111回学術大会(於佐賀大学)、2006年7月1日。

講演

「カトリシズムの補完性原理とアメリカの原理主義」、公共哲学京都フォーラム(於リーガロイヤルホテル京都)、2006年10月14日。

寄稿

「伝統的自然法論をめぐる私の研究と政治倫理的考察」『経営倫理』No.45、pp.3-4、2006年5月。

翻訳

ハンス・ヨアヒム・テュルク著「ジョン・ロールズの政治哲学とカトリック社会教説—ドイツにおける議論を中心に—」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、pp.1-17、第19号、2006年5月。
 ギュンター・ペルトナー著「尊厳の尊重と利益の保護」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第19号、pp.175-196、2006年5月。

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

著書

(共編著)『多国間主義と同盟の狭間—岐路に立つ日本とオーストラリア』国際書院、2006年9月(pp.169-187)。

論文

“Japan’s Peace Constitution and the Security Dilemma,” *Nanzan Review of American Studies*. Center for American Studies, Nanzan University, vol. 28. March 2007, pp. 13-27.

学会発表

“History, Memory, and the Dialogue of Civilisations: the Case of North-East Asia,” *Conference: The Politics of Empire and the Culture of Dialogue: Intellectual and Organisational Signposts for the Future*. La Trobe University Centre for Dialogue, 12-13 December 2006.

講演

「キリスト教における世俗化・近代化に対する対応—カトリックの立場から」、
 「一神教の再考と文明の対話」第2回研究会、同志社大学一神教学際研究センター、2006年7月29日。

“A Constructive Role for Corporations in Sustainable Development: Some Strategies for Making it Happen,” *Workshop: Corporation - the Link between Social Responsibility and Sustainable Development*. VIVAT International, World Social Forum, Nairobi, 20-25 January 2007.

寄稿

「公正と平和」研究の現在—回顧と展望』『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第20号、pp.3-9、2006年12月。

奥田太郎【おくだ・たろう】

著書

(共著)伊勢田哲治・櫻則章編『生命倫理学と功利主義』ナカニシヤ出版、2006年5月(pp.218-240)。

論文

「ヒュームは情念をどのように論じているか」『アカデ



ミア:人文・社会科学編』南山大学、第83号、pp.85-130、2006年6月。

「応用倫理学の方法—原則主義、決疑論、行為者中心主義—」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第20号、pp.154-179、2006年12月。

「ヒュームにおける多層的徳理論の解明—自然/道徳、自然/人為の二分法を手がかりに—」『倫理学年報』日本倫理学会、第56集、pp.33-47、2007年3月。

書評

「A.O. ハーシュマン『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退への反応—』(ミネルヴァ書房、2005年)」『高崎経済大学論集』高崎経済大学経済学会、第49巻第1号、pp.79-84、2006年6月。

「小阪康治『応用倫理学の考え方』(ナカニシヤ出版、2006年)」『週刊読書人』第2639号、p.8、2006年6月。
 「岡本裕一郎『モノ・サピエンス—物質化・単一化していく人類』(光文社、2006年)」『週刊読書人』第2675号、p.4、2007年2月。

学会発表

「応用倫理学の視点から「棲み分け」を考える」日本倫理学会第57回大会ワークショップ「倫理学者の棲み分けに対する問題提起」(責任者:三浦隆宏)、東京大学、2006年10月13日。

講演

「内部告発の倫理」、大阪大学21世紀COE「インターフェイスの人文科学」公開講座「科学技術と倫理」、大阪大学中之島センター、2007年1月22日。

寄稿

「二つの外部化でビジネス倫理は浸透する」『人間会議』宣伝会議、2006年冬号、pp.263-267、2006年12月。

事典項目

『現代倫理学事典』弘文堂、2006年12月。(「ウィギンズ」、「エイヤー」、「カルナップ」、「コースガード」、「内部告発」、「バイア」、「ピーチャム」を担当)

翻訳

(共訳)『生命倫理百科事典』丸善、2007年1月。(「人間本性」「ホイッスル・ブローイング(保健医療における)」を担当)

中野涼子【なかの・りょうこ】

論文

「国際関係論における倫理と規範—信仰の人・矢内原忠雄の問題意識」『社会と倫理』第20号、2006年、127-138頁。

“Uncovering Shokumin: Yanaiharadao’s Concept of Global Civil Society”. *Social Science Japan Journal*. Vol. 9, No. 2. October 2006, pp. 187-202.

学会発表

「日本における『グローバルな市民社会』の思想・矢内原忠雄の『植民』概念を読む」日本国際政治学会平和研究分科会(責任者:佐藤幸男)、かざさアカデミアホール、2006年10月15日。

「日本帝国における『抵抗者』と『協力者』の境界」日本平和学会自由論題部会、山口大学、2006年11月11日。

講演

「日本帝国の夢と現実—植民地研究者 矢内原忠雄の挑戦」南山大学社会倫理研究所(定例研究会)、2006年5月17日。

寄稿

「討論要約」『社会と倫理』南山大学社会倫理研究所、第20号、2006年、43-48頁。

翻訳

マイケル・シーゲル、ジョセフ・カミレーリ編『多国間主義と同盟の狭間—岐路に立つ日本とオーストラリア』国際書院、2006年、のうち、以下4本。

第1章 ニック・ビズリー「日豪は今でもアジア太平洋における米国の錨なのか?」15-32頁。

第4章 アラン・ベイシェンス「南太平洋における日豪両国のニッチ外交の可能性」85-107頁。

第6章 ムスタファ・カマル・パシャ「ヘゲモニー、危険な帝国、そして人間の安全保障」127-150頁。

第13章 ジョセフ・カミレーリ「同盟と地域の狭間」271-297頁。



研究所活動記録

(2006年4月-2007年3月)

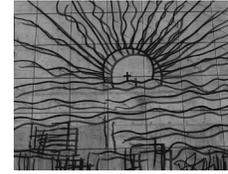
研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録

2006年

- 4月22日 奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に会計・発送委員として出席。
- 4月30日 シーゲル所員、岡山県宗教者9条の会（仮称）準備会（於岡山カトリック教会）にて講演（「憲法9条—アジアの平和、世界の平和」）。
- 5月6日 シーゲル所員、カトリック横浜教区 正義と平和協議会（於二俣川教会）にて講演（「もしも9条がなくなったら—安全保障のジレンマと憲法改正論議」）。
- 5月10日 奥田所員、第1回広告倫理研究会（於南山大学）を主催。
- 5月13日 山田所員、第38回愛知法理研究会（於南山大学）に出席。
- 5月20日 シーゲル所員、八事東・表山九条の会（於八事東コミュニティーセンター）にて講演（「憲法第9条と安全保障のディレンマ」）。
- 5月20-21日 奥田所員、第65回日本哲学会大会（於東北大学）に参加。
- 5月21日 中野研究員、日本外交史研究会（於神戸大学）に参加。
- 6月3日 山田所員、経済社会学会東西合同役員会（於南山大学）に理事として出席。
- 6月10-11日 中野研究員、日本平和学会春季研究大会（於明治学院大学）に参加。
- 6月14日 奥田所員、第2回広告倫理研究会（於南山大学）を主催。
- 6月24日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於奈良女子大学）に参加。
- 6月25日 奥田所員、名古屋工学倫理研究会（NEEF）研究会（於名古屋大学）に参加。
- 7月1-2日 山田所員、九州法学会第111回学術大会（於佐賀大学）に報告参加。
- 7月8日 奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に会計・発送委員として出席。
- 7月17日 シーゲル所員、鈴鹿九条の会にて講演（「太平洋地域と世界の安全に関わる九条」）。
- 7月19日 奥田所員、第3回広告倫理研究会（於南山大学）

を主催。

- 7月19日 シーゲル所員、名古屋芸術大学九条の会にて講演（「憲法第9条と安全保障のディレンマ」）。
- 7月21日 シーゲル所員、名大九条の会発足1周年記念集会にて講演（「憲法第9条と安全保障のディレンマ」）。
- 7月28日 奥田所員、大阪大学臨床哲学講座の演習にゲストスピーカーとして参加。
- 7月29日 シーゲル所員、「一神教の再考と文明の対話」第2回研究会（於同志社大学一神教学際研究センター）にて講演。
- 8月2日 山田所員、第6回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 8月6日 シーゲル所員、2006年カトリック広島司教区平和講演（於世界平和記念聖堂）にて講演（「世界的視野から平和を考える」）。
- 8月11日 奥田所員、南山大学にて第4回広告倫理研究会（於）を主催。
- 8月25-27日 奥田所員、EACワークショップ（於金沢工業大学）に共同研究員として参加。
- 8月29日 奥田所員、第5回広告倫理研究会（於南山大学）を主催。
- 9月9-10日 奥田所員、第17回ヒューム研究会（於南山大学）を開催、コーディネータを務める。
- 9月13日 奥田所員、第6回広告倫理研究会（於南山大学）を主催。
- 9月14日 山田所員、第7回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 9月23日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都大学）に参加。
- 9月30日 シーゲル所員、2006年度東海高連学習会（於名古屋港ポートビル）にて記念講演（「憲法第9条と安全保障のディレンマ」）。
- 9月30-10月1日 山田所員、経済社会学会第42回全国大会（於上智大学）に座長参加。
- 10月7日 奥田所員、中部哲学会年次大会（於椙山女学園大学）に参加。
- 10月7日-9日 シーゲル所員、第32回カトリック「正



義と平和」全国集会・京都大会（於聖母女学院短期大学）にて講演。

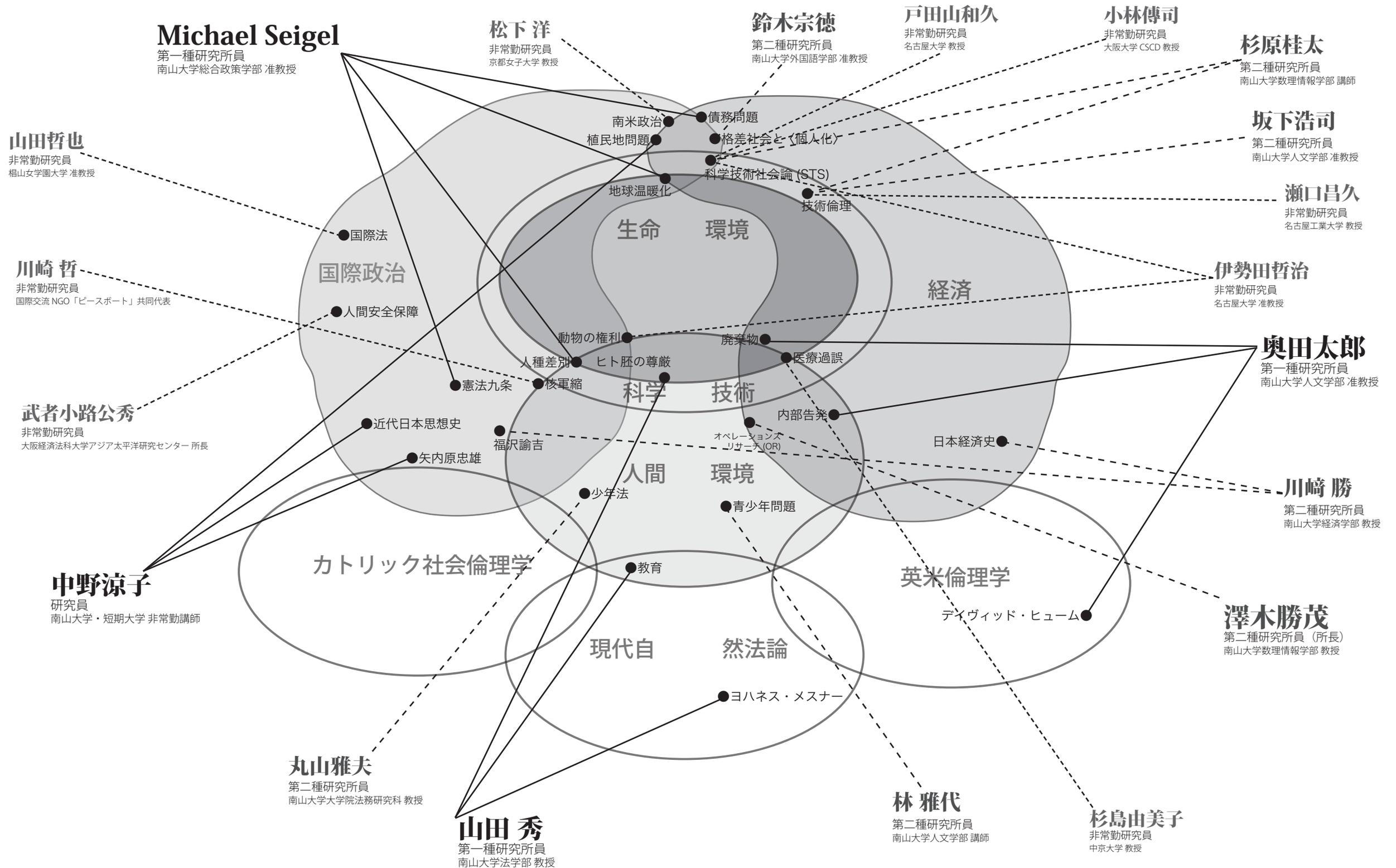
- 10月13-15日 奥田所員、日本倫理学会第57回大会（於東京大学）に参加。ワークショップにて提題者として報告。
- 10月13-15日 中野研究員、日本国際政治学会創立50周年記念大会（於かずさアカデミアホール（千葉県木更津市））に参加。平和研究分科会にて提題者として報告。
- 10月14-15日 山田所員、公共哲学京都フォーラム（京都リーガロイヤルホテル）に講演参加。
- 10月16-17日 中野研究員、国連大学（東京都渋谷区）ワーキングセミナーに参加。
- 10月21日 山田所員、第39回愛知法理研究会（於南山大学）に出席。
- 11月4-5日 奥田所員、関西倫理学会年次大会（於熊本大学）に参加。
- 11月11日 中野研究員、日本平和学会秋季研究大会（於山口大学）に参加。自由論題部会にて提題者として報告。
- 11月11-12日 奥田所員、第18回日本生命倫理学会（於岡山大学）年次大会に参加。
- 12月8日 山田所員、第8回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 12月12-13日 シーゲル所員、Conference (in La Trobe University Centre for Dialogue) にて報告。
- 12月16日 奥田所員、大阪大学高等司法研究科先端的法曹養成センター主催のシンポジウム「科学技術倫理と法曹教育」（於大阪中之島）に参加。
- 12月17日 奥田所員、科研費共同研究「自己知と自己決定の倫理的再吟味」(研究代表者・大庭健・専修大学)研究会（於広島）に参加。
- 12月23日 奥田所員、名古屋哲学会講演会（於南山大学）に参加。
- 12月26-27日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都女子大学）に参加。

2007年

- 1月14日 シーゲル所員、ふじさわ・九条の会（於カトリック藤沢教会）にて講演（「憲法第9条と安全保障のディレンマ」）。
- 1月20-25日 シーゲル所員、World Social Forum (in Nairobi, Kenya) にて講演。
- 1月22日 奥田所員、大阪大学中之島センターでの21世紀COEプログラム公開講座にて講演。
- 2月1日 中野研究員、政治経済研究所（大島社会・文化研究所）研究会（於早稲田大学）に参加。
- 2月23日 山田所員、第9回トマス主義自然法論研究会（於南山大学）を開催。
- 3月2-3日 奥田所員、日本経営倫理学会経営倫理教育部会（於大阪観光大学）に参加。
- 3月7日 中野研究員、社会科学研究会（於ドイツ-日本研究所）に参加。
- 3月7-8日 中野研究員、国際会議(The Need for Conflict Prevention and Conflict Management in Sino-Japanese relations)（於ホテルニューオオクラ（東京））に参加。
- 3月16日 奥田所員、大阪大学 CSCD による「知德里」（於心齋橋アップルストア）に参加。
- 3月26日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都教育大学）に参加。
- 3月27-28日 奥田所員、日本イギリス哲学会第31回総会・研究大会（於同志社大学）に参加。

南山大学社会倫理研究所スタッフ

研究所内担当専門領域概略マップ2007



編集後記

研究所の活動や社会倫理研究に関する情報をお伝えする『時報しゃりんけん』。今回は準備号なので、研究所の自己紹介的な内容にしてみました。記事の多くは、熱心な社倫研マニアの方なら（もしいらっしゃるなら）読んだことのある内容だったかと思います。オンラインでお届けしている「社倫研ニューズレター」で初出の記事も、記録として重要なものは紙メディアに載せてお届けすることにしましたからです。ちなみに、シーゲル所員のエッセイは「社倫研ニューズレター」第22号、懇話会・研究会報告は第17号から第21号、シンポジウム2006報告は第19号、平成18年度（2006年度）活動報告は第21号が初出です。

さて、創刊号は来年5月に刊行される予定です。創刊号では、本年度より運営を開始した社会倫理研究奨励賞の発表、受賞者の記念講演録も掲載されることになっていますので、そちらもお楽しみに。

奥田太郎

時報しゃりんけん

準備号

2007年10月5日 発行

編集兼発行人	南山大学社会倫理研究所	
	名古屋市昭和区山里町18	〒466-8673
印刷所	電話 (052) 832-3111 (代表)	
	代表者 澤木勝茂	
印刷所	E-mail: sharink@ic.nanzan-u.ac.jp	
	http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/	
	株式会社クイックス	
	名古屋市熱田区桜田町19-20	〒456-0004
	電話 (052) 871-9190 (代表)	

